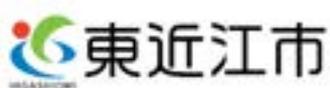


東近江市文化芸術振興計画

令和6年(2024年)7月



はじめに

東近江市には、鈴鹿山脈から琵琶湖まで広がる市域に、森里川湖の多様な自然環境の中で豊かな歴史文化が育まれ、市民による様々な文化芸術活動が行われています。私たちの暮らしの中で、文化芸術の存在は、欠かすことができないものです。

近年猛威をふるった新型コロナウイルス感染症への対策のため、世界中で人々の様々な活動が制限され、文化芸術活動も大きな影響を受けました。しかし、このような未曾有の社会状況の中でも、文化芸術は、私たちに希望を与え、明日への活力を生み出してくれました。

文化芸術には、感性や創造力を育み、豊かな人間性を涵養するなどの「本質的な価値」だけでなく、他者との共感や多様な文化の受容を通して、共に生きる地域社会の基盤を形成するといった「社会的価値」、新たな需要や付加価値を生み出す「経済的価値」など多様な価値があります。

人口減少が進む中、様々な人々をつなぎ、地域力を向上させる力を持つ文化芸術を振興することは、まちづくりの大きな柱となります。こうしたことから、本市の将来を見据え、文化芸術の力を着実にまちづくりにいかすため、「東近江市文化芸術振興計画」を策定しました。

本計画に基づき、市民の皆様と共に文化芸術を振興し、多様な人々がいきいきと暮らす創造性のある豊かな東近江市の実現に向けて努めてまいります。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました東近江市文化芸術振興計画策定委員会委員の皆様をはじめ、御協力いただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年(2024年)7月

東近江市長 小椋正清

目次

第1章 策定の目的と目指す将来像	1
1 策定の背景と目的	1
2 目指す将来像	1
第2章 計画の枠組み	3
1 計画の位置付け	3
2 計画期間	3
3 対象とする文化芸術の範囲	4
第3章 本市の文化芸術に関する現状	5
1 社会情勢の変化	5
2 本市の文化芸術に関する現状	6
3 本市の文化施設	14
第4章 本市の文化芸術に関する課題	23
1 本市の文化芸術に関する調査	23
2 本市の文化芸術振興に向け解決すべき課題	26
第5章 文化芸術の方向性	27
第6章 具体的な取組	30
第7章 今期計画期間の重点取組	35
1 重点取組の考え方	35
2 重点取組	35
第8章 推進体制	39
1 文化芸術に関わる活動主体とその役割	39
2 文化芸術振興計画推進会議の設置と評価基準の設定	40
資料編	
検討経緯	44
東近江市の文化芸術に関する調査	45
文化芸術基本法	69

第1章 策定の目的と目指す将来像

1 策定の背景と目的

急速に進む少子高齢化やグローバル化、情報通信技術の急速な進展など、大きな社会の変換期を迎えている近年、文化芸術の持つ力を活用して、社会が抱える課題の解決につなげることが求められている。

国は、文化芸術基本法において、文化芸術は心豊かな活力ある社会の形成に極めて重要であるとし、文化芸術施策の推進に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展を図るとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野の施策との有機的連携を図る方向性を示している。また、文化芸術は、観光地の魅力やデザインを始め産業の付加価値などを産み出す源であり、文化芸術への投資が、文化分野にとどまらず他の様々な産業分野への経済波及効果を生み出すとし、文化芸術資源を活用した経済活性化を図るため、平成29年（2017年）12月に「文化経済戦略」を、平成30年（2018年）8月に「文化経済戦略アクションプラン」を策定している。

現在、本市においても、少子高齢化、コロナ禍後の生活様式や価値観の変容などから、地域コミュニティの希薄化、伝統的な祭りや自治会などの地域活動の衰退といった様々な地域課題が顕在化している。本市は豊かな歴史文化を有し、多くの文化施設があり、多様な市民が文化芸術活動を展開してきたが、これまで本市には文化芸術振興のための基本的な方針が定められていなかった。これから先20年、30年と人々が住み続けたいまちであるために、これからの文化芸術の果たす役割は大きいと考える。今後、本市において、文化芸術の力をいかしたまちづくりに取り組むため、本計画を策定し、目指す将来像を定める。

2 目指す将来像

本市では、鈴鹿山脈の美しい緑、そこから流れ出す愛知川や日野川などの河川、琵琶湖・内湖といった自然環境を背景に、多様な産業や農作物、地域の特色ある景観、地域文化が生み出されてきた。現在、日本遺産「琵琶湖とその水辺景観-祈りと暮らしの水遺産-」の構成文化財として、本市では「永源寺と奥永源寺の山村景観」「五個荘金堂の町並み」「伊庭の水辺景観」の3か所が認定されている。このように、本市には森里川湖の多様な地形と水環境、そこで営まれる人々の暮らしの中から築かれ、今日まで脈々と受け継がれてきた豊かな歴史文化がある。

それに加えて、各地区のコミュニティセンターや文化施設では、様々な文化芸術活

動が行われ、地域では、びわこジャズ東近江、東近江創作ミュージカル、近江鉄道を舞台とした映画の制作、東近江在住の外国籍の人々と文化交流を深める World Tour in 東近江国際フェスティバルなど、市民による新しい文化芸術活動も活発に行われている。中でも、びわこジャズ東近江や文化ホールにおける著名なアーティストの公演などの際には、市外や県外など、遠方からの来訪者も見られ、文化芸術振興による地域経済への波及効果が生じていると考えられる。飲食などの消費活動が本市で活発に行われるだけでなく、交通、宿泊、観光なども含めたまちづくりにもつながっている。

これらの本市で育まれてきた文化芸術を基礎として、今後一層、年齢、性別、国籍及び障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術に触れ、親しみ、彩りある豊かな生活を送る一助となるよう、目指す将来像を以下に掲げる。

目指す将来像

暮らしのそばに文化芸術があり、多様な人々が共生する東近江市

多忙な暮らしの中でも好きな文化芸術に触れるとき、心のゆとりを取り戻し、また日々を生きる活力が湧いたり、コンサートや演劇を見るためにファンが一つの場所に集うワクワク感や美術館などで素晴らしい作品に出会ったときに感動を得たりと、文化芸術には人の心に潤いをもたらす、人生を豊かに彩る力がある。

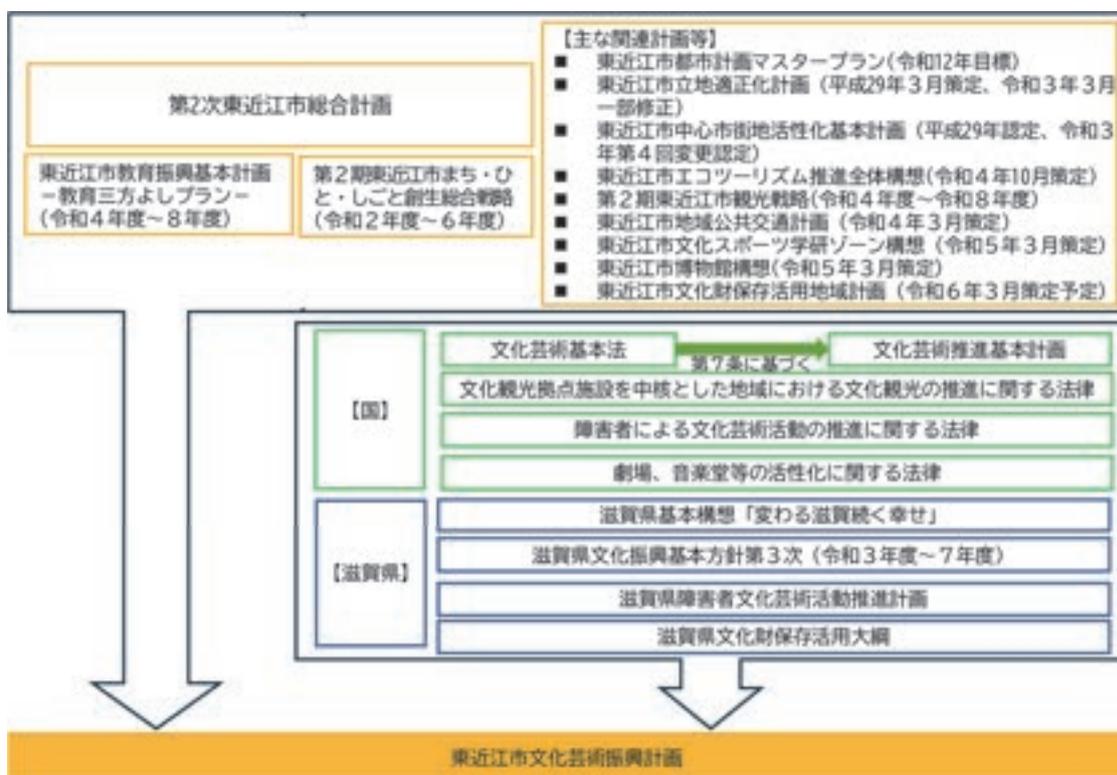
文化芸術の鑑賞や創造、表現活動などの体験は、人と人が触れ合い、他者につながり、新たな視点を得て、相互理解を深めるきっかけにもなり、その活動を通して新たなコミュニティも生まれる。文化芸術には、多様な人々を結びつける力がある。

これらの文化芸術の力を有効に活用するため、文化芸術を通して、人々が集い、触れ合い、相互に作用し合うような場を整え、市民をはじめとする活動主体が協働しやすい環境づくりを行う。更には文化芸術活動が、観光、産業、福祉、教育など、様々な分野とつながることにより、心豊かな活力ある地域社会を実現し、多様な人々が共に生き生きと暮らすことができる魅力あるまちづくりを目指す。

第2章 計画の枠組み

1 計画の位置付け

本計画は、国における文化芸術基本法第7条の2に基づく地方文化芸術推進基本計画として、国の「文化芸術推進基本計画」及び「滋賀県文化振興基本方針」を踏まえて、「東近江市総合計画」に基づき、文化芸術施策の実現を図るための計画として位置付ける。



2 計画期間

本計画の期間は、令和7年(2025年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの6年間とし、令和10年(2028年)3月31日までを前期、令和10年(2028年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までを後期とする。

本市のまちづくりの基本となる「第2次東近江市総合計画」の計画期間が令和7年度で終了し、令和8年度を始期とした新たな総合計画を策定することから、次期総合計画との整合性や文化芸術を取り巻く社会情勢・経済状況、計画に記載した取組の進捗状況等を踏まえ、後期計画の内容及び取組の期間等について中間見直しを行う。

	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)
東近江市 総合計画	第2次総合計画		次期総合計画				
文化芸術 振興計画		前期計画			後期計画		

3 対象とする文化芸術の範囲

本計画が対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術基本法第8条から第14条を踏まえた範囲とする。

また、取り上げる文化施設は、文化芸術基本法第25条から第27条を踏まえ、文化ホールのほか、社会教育施設としても位置付けられているコミュニティセンター、博物館、美術館、図書館等の施設を含めることとする。

文化芸術活動	芸 術(第8条)	文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊その他の芸術 (メディア芸術を除く。)
	メディア芸術(第9条)	映画・漫画・アニメーション、コンピュータ等の電子機器等を利用した芸術
	伝統芸能(第10条)	雅楽・能楽・文楽・歌舞伎・組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
	芸 能(第11条)	講談・落語・浪曲・漫談・漫才・歌唱その他の芸能 (伝統芸能を除く。)
	生活文化等(第12条)	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化、囲碁・将棋その他の国民的娯楽、出版物及びレコード等
文化財等(第13条)	有形及び無形の文化財並びにその保存技術	
地域における文化芸術(第14条)	市内各地における文化芸術の公演・展示・芸能祭等・地域固有の伝統芸能・民俗芸能	

第3章 本市の文化芸術に関する現状

1 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化・人口減少の進行

現在我が国は、急速に進む少子化により、高齢者比率が高まるにとどまらず、人口の減少が生じている。

本市は市町合併前から各地域における結びつきが強く、惣村文化に根付いた自治の精神が培われてきた地域である。しかし、近年の少子高齢化の進行、働き方や生活習慣の変化などに伴い、様々なコミュニティ活動の担い手が不足し、人々の結びつきが弱まるなど、地域コミュニティの運営が憂慮される状況になっている。

文化芸術分野においても同様で、各地域におけるそれぞれの伝統文化や芸能の継承者の不在、活動意欲の減退など、活動の縮小が懸念される。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と人との関わりが減少したことから文化芸術活動や交流活動が停滞し、日常の生活における潤いや豊かさといった心のゆとりが減少した。

こうした状況は、文化芸術活動を営んでいる人々の活動の場や収入の減少を招き、加えて次世代への継承が望まれる地域特有の伝統文化や歴史文化などが断絶の危機に陥る状況にもなった。

一方、対面の交流活動に代わり、オンライン技術を活用するなど、新しい技術を利用した文化芸術活動の可能性も広がった。

(3) 価値観の多様化

現代社会では、前掲のとおり社会状況が大きく変化し、また、社会の成熟化も相まって、価値観が多様化してきている。これまでの地域における慣行や自治会等の地域コミュニティの在り方も影響を受け、互いの考え方を理解し、許容するなどの変化が求められていると言える。

また、グローバル化や情報通信技術の進展により、国内外の多様な情報や文化を享受しやすく、ボーダレス化も進んでいる。現在市内には約4,800人の外国籍の市民も在住し、本市においても多文化共生¹の地域づくりに取り組むことが必要である。

¹ 多文化共生：総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（2006年3月）の中で「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されている。

2 本市の文化芸術に関する現状

(1) 文化芸術活動

① 市の取組

本市には、鈴鹿山脈から琵琶湖まで広がる多様な自然の中で培われ、長い営みの中から生み出された豊かな歴史文化が根底にあり、様々な視点からの文化芸術振興に資する取組がある。

文化ホールや各地区コミュニティセンター、博物館や図書館など多くの文化施設が整備され、それぞれの施設の目的に沿って各種文化芸術活動を展開している。

【文化芸術に関する市の取組一覧（令和6年4月現在）】

■文化芸術事業

事業名	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 東近江市芸術文化祭 芸能フェスティバル、親子向けイベント、メインイベントなど、様々な催しを市内各施設で実施 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ● 東近江市美術展覧会 広く市民等に発表の機会と鑑賞の場を提供し、文化芸術の高揚を図るため、作品を募集し、入賞作を選定 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ● 20 畳敷東近江大凧飛揚 新成人の門出を祝い、成人式で毎年大凧飛揚を実施 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ● 東近江市子ども芸術展 市内の全学校の各クラスから作品を1点出してもらい展示（令和5年度1,431点）。八日市文化芸術会館において実施 	学校教育課



東近江市美術展覧会



20 畳敷東近江大凧飛揚

事業名	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 市立博物館企画展 歴史・美術・人物など、本市にゆかりのある様々なものや人に焦点をあてて、企画展として紹介 	博物館構想推進課
<ul style="list-style-type: none"> ● アーティスト・イン・レジデンス 野口謙蔵記念館を活用し、令和5年度から開始。市内外からアーティストを一定期間招へいし、滞在中の活動を支援 	博物館構想推進課
<ul style="list-style-type: none"> ● ウキウキ！ワクワク！東近江ミュージアム 中心市街地の商業施設で、市内の公立、私立の博物館が連携して、ものづくりや楽しい体験ができるワークショップを開催 	博物館構想推進課
<ul style="list-style-type: none"> ● おうみ狂言図鑑 滋賀県アートコラボレーション事業の企画で、身近に伝統芸能に触れられる恒例の催しとして、てんびんの里文化学習センターで狂言の公演を実施 	博物館構想推進課
<ul style="list-style-type: none"> ● 文化ホールにおける公演展示プログラム 主に、八日市文化芸術会館、あかね文化ホールにおいて、公演鑑賞事業、創作ミュージカル、企画展示などを実施 	博物館構想推進課 生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館における企画事業 図書に関連して、絵本原画展、写真展、作品展やコンサートなど、身近に文化芸術に触れる多彩な企画事業を実施 	各図書館



東近江市芸術文化祭



ダンスフェスティバル

■学習活動

事業名	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 東近江市民大学 市民一人一人が生涯にわたって自らの人間性を磨く生涯学習の場として開講。市民ボランティアからなる東近江市民大学運営委員会が企画・運営 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習センター機能的事業（ライフロング事業） 様々な体験教室や講座を広く生涯学習の場として市民に提供（あかね文化ホールの指定管理事業） 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財を活用した学習 埋蔵文化財センターにおいて、市内の小学校6年生に、歴史を学ぶきっかけづくりとして、遺跡から出土した土器などを活用した学習を実施。市内の小学校3年生には、親子フォーラムの一環で勾玉づくり体験を実施 	歴史文化振興課
<ul style="list-style-type: none"> ● 博物館における公開講座 各博物館のテーマや企画展に関連して、様々な公開講座を開催。令和5年度からは、本市の歴史文化を理解促進するための講座、「東近江学」を開講 	博物館構想推進課
<ul style="list-style-type: none"> ● 博物館各種体験イベント 自然観察会・史跡探訪・ロボットなど、各博物館のテーマに沿った体験活動やワークショップなどのイベントを開催 	博物館構想推進課
<ul style="list-style-type: none"> ● 昔のくらし体験 能登川博物館において昭和20年～40年代の展示見学や足踏みミシン、七輪や灯りの変遷等を実際に体験することができる。毎年、市内の小学3年生の授業の一環として実施 	博物館構想推進課
<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館における講演会、講座 各図書館において文字や活字、読書に関わる様々な講座等を実施。市民の文化活動に対し、場の提供を行うなどの支援 	各図書館



東近江市民大学



昔のくらし体験

■活動団体への支援（団体活動に対する補助事業）

事業名	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 東近江市文化団体連合会への支援 市民の文化活動支援として、東近江市文化団体連合会加盟団体への活動補助	生涯学習課

■まちづくり（実行委員会等への補助事業）

事業名	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● ぶらっと五個荘まちあるき 重要伝統的建造物群保存地区の五個荘金堂地区を中心に、「時代絵巻行列」、「ぶらりまちかど美術館・博物館」、「ステージイベント」、「フォトコンテスト」などを実施	観光物産課
<ul style="list-style-type: none"> ● ヘムスロイドの杜まつり ことうヘムスロイド村に、全国から様々な部門の工芸作家が集まり、個性あふれる作品の展示・販売を実施	観光物産課
<ul style="list-style-type: none"> ● 聖徳まつり 市民参加型のお祭りとして、江州音頭総踊り、観光花火大会などを展開	商工労政課



ぶらっと五個荘まちあるきの時代絵巻行列



ヘムスロイドの杜まつり

② 市民の文化芸術活動

市内5地区の文化協会からなる東近江市文化団体連合会には136団体（※文化芸術活動以外の団体を含む。）が加盟し、団体ごとの活動のほか、文化展、芸能発表会などを行っている。また、各コミュニティセンターには、それぞれ利用登録団体があり、全14地区で合計143団体（※文化芸術活動以外の団体を含む。）あり、コミュニティセンターごとに利用者・団体による文化祭が開催されている。

また、小学校・中学校・高等学校・大学での部活動など、様々な文化芸術活動が市内で展開されている。

【東近江市文化団体連合会】

（令和6年4月現在）

ジャンル	加盟団体数
IT・技術(パソコン教室など)	2
囲碁・将棋	4
演劇・演芸など	3
音楽(音楽の演奏、合唱、詩吟、民謡を含む。)	39
教養・研究(郷土史、歴史など)	11
郷土芸能(神楽、太鼓など)	8
生活文化(洋裁、編物、手芸など)	12
体操・ダンス(ヨガなどを含む。)	17
大道芸	1
茶・華・着付	12
能楽・謡曲	1
美術(写真、工芸、書、絵画などを含む。)	13
舞踊(バレエ、日本舞踊など)	10
文芸(短歌、俳句など)	3

【コミュニティセンター利用登録団体】

（令和6年4月現在）

ジャンル	登録団体数
IT・技術(パソコンなど)	2
囲碁・将棋	2
音楽(音楽の演奏、合唱、詩吟、民謡を含む。)	28
教養・研究(郷土史、歴史など)	1
郷土芸能(神楽、太鼓など)	6
生活文化(洋裁、編物、手芸など)	14
体操・ダンス(ヨガなどを含む。)	31
茶・華・着付	5
美術(写真、工芸、書、絵画などを含む。)	25
舞踊(バレエ、日本舞踊など)	1
文芸(短歌、俳句など)	5
その他	23

【中学校の文化芸術活動】

学校名	活動
玉園中学校	吹奏楽部、美術部
聖徳中学校	吹奏楽部、美術部
船岡中学校	吹奏楽部、創作文化部
永源寺中学校	文化部
五個荘中学校	吹奏楽部、創作部
愛東中学校	吹奏楽部、創作部
湖東中学校	吹奏楽部
能登川中学校	吹奏楽部、美術部、文芸部
朝桜中学校	吹奏楽部、美術部

【高等学校・大学の文化芸術活動】

学校名	活動
八日市高等学校	音楽部、吹奏楽部、美術部、書道部、文芸部、写真部、茶道部、華道部
八日市南高等学校	美術部、華道部、茶道部、音楽同好会、ダンス同好会
滋賀学園高等学校	吹奏楽部/ジャズオーケストラ部、美術部、書道部
能登川高等学校	音楽部、アート部(美術・書道)、演劇部、茶華道部
びわこ学院大学	ダンスサークル、吹奏楽部、和太鼓部、軽音楽サークル

③ 市民主体のイベント

市民主催の文化芸術に関わるイベントとして、「びわこジャズ東近江」や「聖徳まつり」、「奥永源寺匠の祭」、「ガリ版祭り」、「蒲生野夢あかり&あかね結フェスタ」などがあり、市民が主体となって地域を盛り上げている。それらに加えて、東近江創作ミュージカル、地域の鉄道を応援する映画制作、太子ホールの音楽イベント、学校や各地区の文化祭など、様々な場で市民が参画した創作・発表活動も行われている。

また、現在市内には約 4,800 人、世界 44 か国の外国籍の市民が在住している。本市に暮らす外国籍の人々と文化交流を深める各種取組やイベントを東近江国際交流協会やNPO法人まちづくりネットなど、地域の活動団体が定期的開催している。



びわこジャズ東近江



聖徳まつり

(2) 地域の歴史文化資源

鈴鹿山脈から琵琶湖まで広がる市域には、森里川湖といった豊かな自然環境の中で、古代から現代まで綿々と続く歴史文化や伝統文化が大切に育まれてきており、多彩な文化財が所在する。

本市には、本市特有の民俗芸能や習俗が数多くあり、近江のケンケト祭長刀振り（重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化遺産）、江州音頭（市指定無形民俗文化財）、近江八日市の大凧揚げ習俗（国選択無形民俗文化財）など、後世に伝えていくための保存活動を行う各保存団体も存在する。

また、文化財保護法で定義された文化財以外に、本市には伝承や方言、信仰など、人々の暮らしと深く関わる様々な文化的所産があり、本計画では、文化財とともに、これらの資源を「歴史文化資源」と表すこととする。

地域の歴史文化資源を保存・活用していくため、平成 29 年に本市の文化財の具体的な保存方針を定める「歴史文化基本構想」を、令和 5 年には「東近江市文化財保存活用地域計画」を定めている。

【東近江市内の指定等の文化財の件数】

(令和 6 年 5 月現在)

種 別		国	国選択	国登録	県	県選択	市	合計	
有形文化財	建造物	13		101	12		40	166	
	美術工芸品	絵画	5			2		19	26
		彫刻	22			4		70	96
		工芸品	6					31	37
		書跡・典籍	6			8		13	27
		古文書	2			1		5	8
		考古資料	1			1		6	8
		歴史資料						2	2
無形文化財							2	2	
民俗文化財	有形民俗文化財				3		1	4	
	無形民俗文化財	1	2			7	5	15	
記念物	史跡	6			9		6	21	
	名勝			1			4	5	
	天然記念物	2					3	5	
文化的景観		1						1	
伝統的建造物群		1						1	
計		66	2	102	40	7	207	424	

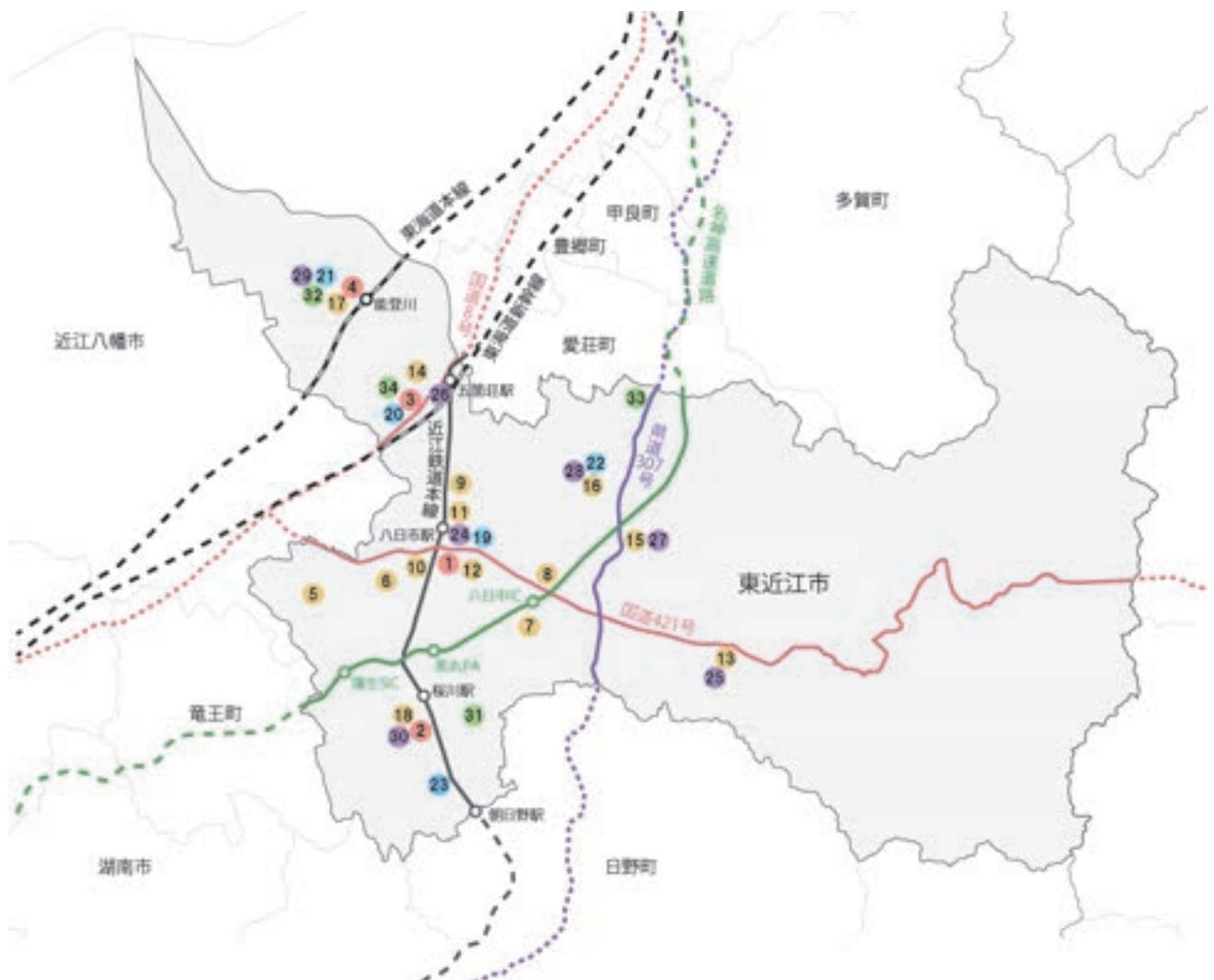
3 本市の文化施設

(1) 文化施設の設置状況

市が設置した文化施設として、4つの文化ホール、14の地区コミュニティセンター、5館の博物館・美術館、7館の図書館、その他の施設として、野口謙蔵記念館、埋蔵文化財センター、ことうへムスロイド村（芸術文化村）、3館の近江商人屋敷（公開施設）がある。

市町合併前に整備された文化施設が多く、目的や利用が同じような施設であっても、成り立ちの経緯から、所管課が異なっているものもある。

ほかに、民間の博物館などの文化施設も複数ある。



※番号は次ページの「市の文化施設一覧」に対応する。

市の文化施設一覧

区分 (施設数)	No.	名称	所在地	建築年	ホール		展示室	会議室・ 学習室等 活動場所	施設の所管
					席数	席タイプ			
ホール(4)	1	八日市文化芸術会館	八日市	昭和 56 年	804	固定	○	○	文化スポーツ部 博物館構想推進課
	2	あかね文化ホール	蒲生	平成 3 年	502	固定			教育部 生涯学習課
	3	てんびんの里文化学習センター	五個荘	平成 7 年	240	可動		○	文化スポーツ部 博物館構想推進課
	4	やわらぎホール	能登川	昭和 62 年	300	畳間		○	教育部 生涯学習課
コミュニティセンター(14)	5	平田コミュニティセンター	八日市	平成 31 年				○	市民部 まちづくり協働課
	6	市辺コミュニティセンター	八日市	昭和 53 年				○	
	7	玉緒コミュニティセンター	八日市	昭和 54 年				○	
	8	御園コミュニティセンター	八日市	昭和 61 年				○	
	9	建部コミュニティセンター	八日市	昭和 62 年				○	
	10	中野コミュニティセンター	八日市	昭和 55 年				○	
	11	八日市コミュニティセンター	八日市	平成 20 年				○	
	12	南部コミュニティセンター	八日市	昭和 51 年				○	
	13	永源寺コミュニティセンター	永源寺	平成 6 年	120	平床		○	
	14	五個荘コミュニティセンター	五個荘	昭和 57 年	400	固定		○	
	15	愛東コミュニティセンター	愛東	昭和 56 年	380	固定		○	
	16	湖東コミュニティセンター	湖東	昭和 55 年	350	平床		○	
	17	能登川コミュニティセンター	能登川	平成 27 年 (改修)	550	可動		○	
	18	蒲生コミュニティセンター	蒲生	平成 3 年	150	可動		○	
博物館(5)	19	世界風博物館東近江大夙会館	八日市	平成 3 年			○	○	商工観光部 観光物産課
	20	近江商人博物館・中路融人記念館	五個荘	平成 7 年			○	○	文化スポーツ部 博物館構想推進課
	21	能登川博物館	能登川	平成 9 年			○	○	
	22	西堀榮三郎記念探検の殿堂	湖東	平成 6 年			○	○	
	23	ガリ版伝承館	蒲生	明治 42 年				○	
図書館(7)	24	八日市図書館	八日市	昭和 60 年				○	教育部 図書館
	25	永源寺図書館	永源寺	平成 12 年				○	
	26	五個荘図書館	五個荘	平成元年				○	
	27	愛東図書館	愛東	昭和 62 年					
	28	湖東図書館	湖東	平成 5 年				○	
	29	能登川図書館	能登川	平成 9 年				○	
	30	蒲生図書館	蒲生	平成 20 年				○	
その他(4)	31	野口謙蔵記念館	蒲生	昭和 8 年				○	文化スポーツ部 博物館構想推進課
	32	埋蔵文化財センター	能登川	平成 9 年				○	文化スポーツ部 埋蔵文化財センター
	33	ことうへムスロイド村	湖東	平成 4 年 (改修)				○	文化スポーツ部 博物館構想推進課
	34	近江商人屋敷(3 館)	五個荘	-					商工観光部 観光物産課

(2) 文化施設の役割と活動状況

文化施設では、各施設が企画した市民向けの様々な事業が実施されている。

① 文化ホール

【各館の役割】

市内には、4つの文化ホールがあるが、条例に記された設置目的は、設立の経緯によって異なる。

八日市文化芸術会館とあかね文化ホールは、「市民の文化の向上と芸術の振興を図る」と文化芸術の振興に重きが置かれているのに対して、やわらぎホールは、「市民が文化芸術を通じて交流を深める」と市民の交流に主点が置かれている。てんびんの里文化学習センターは、その名称に見られるとおり、「市民の生涯にわたる学習活動を支援し、もって市民の教養及び文化の高揚に資する」と生涯学習と文化振興の両方を担うことをうたっている。

現状では、文化芸術振興に主眼を置く文化ホールと生涯学習や地域住民の日常の諸活動の拠点、交流の場となる文化施設の役割が必ずしも明確ではなく、市民の意識の上でも混在した状態で施設が利用されている。

施設名		施設の目的(条例)	活動状況
文化ホール	八日市文化芸術会館	市民の文化の向上及び芸術の振興を図る(第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公演事業 ・ 展示事業 ・ 創作ミュージカル ・ 市民楽団育成 ・ 貸館事業
	あかね文化ホール	市民の文化の向上と芸術の振興を図る(第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公演事業 ・ 展示事業 ・ 貸館事業 ・ 生涯学習センター機能的事業(ライフロング事業)
	てんびんの里文化学習センター	市民の生涯にわたる学習活動を支援し、もって市民の教養及び文化の高揚に資する(第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公演事業 ・ 展示事業 ・ 貸館事業 ・ 生涯学習センター機能的事業(ライフロング事業)
	やわらぎホール	市民が文化芸術を通じて交流を深める(第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸館事業

【活動状況】

■八日市文化芸術会館

八日市文化芸術会館は、座席数804席のホールを有し、市内最大の文化芸術拠点施設として、各種興行の開催のほか市民大学や成人式などの市の行事、地域住民の文化芸術の発表の場として利用されている。近年は、市民ミュージカルや市民楽団といった市民主体事業の支援に力を入れるとともに、県と連携し、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめる文化プログラムに取り組んでいる。また、防災や観光との連携事業など、まちづくりと関わる複合的な事業も行っている。



八日市文化芸術会館 ホール



創作ミュージカルでの手話通訳の様子

■あかね文化ホール

あかね文化ホールは、座席数502席のホールを有する。併設する蒲生コミュニティセンターには、小ホールのほか会議室等を有することから、様々な事業で活用され、各種イベントが開催しやすいというメリットがある。機能面では、音響効果に優れ、生音での公演に適している。



あかね文化ホール 大ホール



あかね児童合唱団創立 30 周年記念演奏会

■てんびんの里文化学習センター

てんびんの里文化学習センターは、座席数240席のホールを有しており、市民文化団体等が利用しやすい規模であるため、地域で活動している音楽やダンスなどの発表会、地域の活動団体の式典、市内の高等学校の文化祭や演奏会、企業研修など、様々な用途で利用されている。

館内の2階と3階には、近江商人博物館・中路融人記念館を設置し、近隣には重要伝統的建造物群保存地区五個荘金堂の町並みがあるなど、観光的要素もあり、県内外から多くの利用がある。



てんびんの里文化学習センター ホールあじさい



外 観

■やわらぎホール

やわらぎホールの大ホールは、他の3つのホールと異なり、畳敷きで152畳の広さがあり、利用によって、じゅうたん敷きと畳敷きに変えることができる。飲食を禁止する施設が多い中、飲食も可能となっており、各種会合などでも利用されるなど、地域交流の場として親しまれている。



やわらぎホール 大ホール



外 観

八日市文化芸術会館とあかね文化ホールは、各種手続きのオンライン化を進め、チケット販売や公演の情報発信等をオンラインチケットサービスによって運営している。現在約 3,000 人の利用登録者があり、サービスの向上と幅広い世代に情報発信を行っている。

② コミュニティセンター

東近江市コミュニティセンター条例第1条で、その設置目的を「生涯学習及び地域福祉の推進に資するための諸活動の場、地域住民によるまちづくり活動の場等を提供し、市民福祉の増進に寄与する」としている。

市内は14地区に分かれ、それぞれにまちづくり協議会がある。まちづくり協議会の活動拠点としてコミュニティセンターがあり、まちづくり活動、生涯学習・地域福祉の推進に資する諸活動の場であり、文化祭や体操教室など、文化レクリエーションの場として、身近な文化活動の場として活用されている。

【活動状況】

- ・ まちづくり協議会による各地区まちづくり計画に基づく活動
- ・ 生涯学習に関する講座や講習会
- ・ 自主活動、グループ活動



文化祭（コミュニティセンター）

③ 博物館・美術館

博物館は、市町合併前の旧八日市・五個荘・湖東・能登川・蒲生の各市町で設立され、各施設のテーマに基づく展示・収集・研究及び普及啓発活動を行ってきた。

- ・ 世界風博物館 東近江大風会館…地域の伝統文化東近江大風と各地の風
- ・ 近江商人博物館・中路融人記念館…近江商人や地域の歴史文化、日本画家中路融人と東近江市ゆかりの作家
- ・ 西堀榮三郎記念探検の殿堂…技術者西堀榮三郎と科学技術
- ・ 能登川博物館…里や湖辺の身近な自然と暮らし
- ・ ガリ版伝承館…国産謄写版（ガリ版）の開発者堀井新治郎親子の功績とガリ版文化

それぞれの博物館・美術館は、本市の多彩で豊かな自然環境と歴史や芸術、民俗や自然科学など、人々の営みから生み出された有形無形の文化遺産を収集、

保存、活用しながら、展示や公開講座、体験活動などの事業を通して、その価値を市民に還元し、後世に伝える役割を担っている。

市の博物館は、「鈴鹿山脈から琵琶湖まで広がる多様な自然の中で培われた歴史や文化、語り継がれた先人たちの功績や知恵を探求し、普遍の価値を広く発信する」ことを使命としている。

【活動状況】

- ・ 常設展、企画展の開催
- ・ 公開講座、体験、史跡探訪などの普及活動
- ・ 博物館資料の収集、保存、調査研究



世界風博物館 東近江大風会館



ガリ版伝承館

④ 図書館

図書館は、市町合併前の市町ごとに設置されており、市民誰もが自由に利用できる身近な教育文化施設として、幼児から高齢者まで幅広い年代の人々に日常的に利用されている。

各図書館は地域に根差した図書館運営を標榜し、郷土資料を積極的に収集・保存し、市民に提供している。また、文化芸術に関するあらゆる分野の本や資料を所蔵し、文学作品だけでなく、著名なアーティストの作品集を鑑賞したり、興味を持った分野の入門書を読んで趣味を始めるきっかけになったりと、日々の暮らしの中で気軽に文化芸術に触れることができる。

図書館が広く市民に開かれた教育文化施設である特性をいかし、ギャラリーや館内の展示コーナーで市民の作品展を行うなど、地域の文化活動を支援するため「場」の提供も行っている。

【活動状況】

- ・ 幅広い分野の資料の収集と提供
- ・ 郷土の歴史、民俗文化、伝統芸能などに関する出版物、市の博物館等の図録等地域情報の収集と保存、提供
- ・ 展示やコンサート等の多彩な企画事業の実施

- ・ 文字や活字、読書に関わる講演会や講座の開催
- ・ 市民の文化活動を支援するための場の提供

⑤ その他

■野口謙蔵記念館

野口謙蔵記念館は、本市出身の洋画家・野口謙蔵が昭和8年に建てたアトリエを改築復元し、平成3年から令和5年まで野口謙蔵記念館として、彼の作品や生涯を紹介していた。令和5年に更なる活用を目指し、施設改修を行い、現在は、アーティスト・イン・レジデンス²の活動拠点やレンタルアトリエ・レンタルギャラリーとして活用している。

■埋蔵文化財センター

能登川博物館・図書館に隣接する埋蔵文化財センターは、市内にある遺跡の発掘調査を実施しており、重要文化財「雪野山古墳出土品」や市内の遺跡から出土した遺物の収蔵、管理を行っている。また、小学校をはじめ各種団体の要請に応じて、出土遺物を活用した出前授業や「勾玉づくり」などの体験講座、遺跡の現地見学会など、埋蔵文化財に親しむ活動も実施している。



アーティスト・イン・レジデンス
ワークショップ



埋蔵文化財センター見学
(小学6年生)

² アーティスト・イン・レジデンス：Artist in Residence。アーティストが一定期間その土地に滞在しながら活動を行うこと。また、国内外からアーティストを招へいし、活動への支援を行う事業をいう。

■ことうへムスロイド村

樹々に囲まれたことうへムスロイド村には5棟の工房があり、木工、鍛鉄、銅版画など、様々な部門のアーティストが創作活動の場として活用している。秋には「へムスロイドの杜まつり」が開催され、県内外から多くの工芸作家が参加し、陶器やガラス工芸作品などの販売が行われ、にぎわっている。

■近江商人屋敷3館

重要伝統的建造物群保存地区がある五個荘金堂町には、五個荘近江商人屋敷外村繁邸と中江準五郎邸が、宮荘町には藤井彦四郎邸が公開されている。近隣の博物館や金堂まちなみ保存交流館などと連携をし、ひな人形めぐり、武者人形めぐりなど、季節ごとに様々な展示やイベントを企画している。

毎年9月の最終日曜日には、五個荘地区のイベント「ぶらっと五個荘まちあるき」が開催され、多くの観光客が訪れる。この日は、通常公開されている近江商人屋敷や博物館は入館無料とし、それに加えて、普段は非公開の近江商人旧宅や神社仏閣などで家宝や寺宝を展示公開する「ぶらりまちかど美術館・博物館」も開催。歴史的な町並みと地域の文化的魅力を発信している。

第4章 本市の文化芸術に関する課題

1 本市の文化芸術に関する調査

市内の文化芸術活動の現状と課題を把握し、また、市民が今後の本市の文化芸術振興に期待する方向性を知るため、市内で文化芸術活動やまちづくりなどの活動を実践している個人・団体、民間施設を含む文化施設の運営者、文化芸術活動を行っている高校生などに、グループヒアリング及びアンケートを実施した。

※調査の詳細は、巻末の参考資料を参照

(1) 活動者・活動団体から

市民の多様な文化芸術活動に対する支援を望む声が多く、若い世代が子供のころから文化芸術に親しむ機会の充実をとという意見が多く聞かれた。

また、高校生からは、他者と共に創作活動を行う楽しさや刺激、発表することで多様な人と心通わす喜びを感じており、そのことを多くの人々に知ってもらい、共有したいという意見が挙げられていた。文化芸術活動を行っている生徒の多くは、子供のころから文化芸術に触れるきっかけが身近にある環境にいたという自覚があり、その経験から、本市の文化芸術環境が、年齢・性別・国籍・LGBTQ等を問わず、誰もが気軽に多様な文化芸術に触れられるものであってほしいという希望の声が挙がった。

本市で文化芸術活動を行う際の主な問題は、以下のとおり

- ・活動者の高齢化、活動者の減少（後継者不足、指導者の不足など）
- ・若い世代への継承が困難
- ・活動資金の不足
- ・地区ごとの活動にとどまっているものが多い。
- ・市内で文化芸術に触れる機会が少ない。
- ・文化芸術情報が届きにくい。

（作品が集まらない、集客できない、市内で催しているイベントや活動等を知らない。）

活動の場となる施設に関しての主な問題は、以下のとおり

- ・活動に適した場の不足

（防音室がない、広い展示場所がない、茶華道の成果発表を行う会場がない、吹奏楽などの大会が開催できる文化施設がない。）

- ・施設の老朽化
- ・バリアフリー対策の不備
- ・駐車場の少ない施設がある。

(2) 施設管理者側から

① 文化ホール

文化ホールは、全て市町合併前に整備されており、部分改修をしながら市民の利用に供してきたが、どの施設も建築後、約30年から40年を経過し、設備や機器類の老朽化、劣化が大きな課題となっている。

また、近年全国的に地方の文化ホールにおいて、事業の企画運営やサポートができる専門職員が不足していることが課題となっており、本市においても同様の現状が見られる。文化施設の整備は、建物だけでなく、職員体制も十分計画して整備することが必要であり、地元で若い人が次世代のスタッフになれる環境づくり、人材育成が課題であることが挙げられた。

■ 八日市文化芸術会館

- ・施設の老朽化に対して十分な対応ができておらず、安全性の面での課題があるほか、多様な利用の在り方に対応できていない部分がある。
- ・座席の狭さやバリアフリー化をはじめ今日的にホール施設に求められる利便性・快適性に十分に対応できていない。
- ・文化芸術活動を行える部屋が整備されていない。通路の狭さ、設備の配置など、市民の文化芸術活動を支える機能が十分に整備されていない。
- ・市民の文化活動に関する情報提供や相談サービスは充実できていない。
- ・建物や舞台設備の制約から上演できない公演などがあり、市民の鑑賞機会が十分に提供できていない。

■ あかね文化ホール

- ・地域のイベントには支障はないが、全市的に見ると、交通手段などの面から立地条件が悪い。

■ てんびんの里文化学習センター

- ・大規模改修の時期に差し掛かっている。
- ・動線、他の部屋への音漏れなど、複合施設における問題点がある。
- ・利用者が活動する部屋数が少なく、楽屋や練習室が不足している。

■ やわらぎホール

- ・バリアフリー対応できておらず、2階への動線は階段しかない。
- ・施設や設備が老朽化している。

■ 共通

- ・各施設の役割を整理し、特性を發揮しながらの連携が望まれる。
- ・各文化施設の職員体制が万全でなく、事業の実施や市民の活動への支援が十分に展開できていない。また、次世代の人材の育成も困難となっている。

② コミュニティセンター

市内14のまちづくり協議会が指定管理するコミュニティセンターからは、施設の在り方について、以下のような意見が寄せられた。

- ・誰でも集まれる場所として、高齢者が参加できるよう交通機関の整備が必要
- ・施設の改修等では、利用団体や市民へのアンケート調査等意見収集を行い、関係団体等との議論を丁寧に行う上で進めることが重要
- ・ホール関係の人材育成が必要
- ・各文化施設の担当部署間の連携が必要

文化芸術の振興に対する主な要望、意見は以下のとおり

◆文化芸術振興施策で重点的に取り組むことが望ましい項目（複数回答）

- ・文化をいかしたまちづくり
- ・安心安全に利用できる公共施設の整備や既存施設の改修整備
- ・次世代への継承
- ・人材育成

◆子供や若い世代に文化を継承していくために必要なこと（複数回答）

- ・学校教育の中での文化体験学習
- ・鑑賞機会の充実
- ・文化芸術による地域交流や国際交流

③ 博物館・美術館・埋蔵文化財センター

市内には、市立以外にも県立や私立の博物館や美術館があり、各館のテーマに関連して、所蔵資料を通して展示やイベントなどを開催し、多様な価値を広く伝える活動をしている。また、埋蔵文化財センターは、市内の遺跡の発掘調査をし、出土遺物を活用した地域学習や体験講座などを実施している。それらの活動は、人々の知的好奇心や感性を刺激し、文化芸術を活性化する上で重要なものである。民間施設も含めアンケートを実施したところ、以下のような課題や意見が挙げられた。

- ・自家用車がないと行けない博物館等があり、交通手段の整備が必要である。
- ・既存館を継続し、各館の特色をいかすとともに、ネットワーク化や機能分担等が必要である。
- ・施設の老朽化

文化芸術の振興に対する主な要望、意見は以下のとおり

◆本市の文化芸術振興施策に望むこと

- ・市民の鑑賞機会の充実
- ・文化に触れ、親しむ社会的・教育的環境の整備
- ・学校教育の中で恒常的に地元の博物館を利用する機会の創出

◆文化施設の在り方

- ・多様性と包括性が基本であり、地域の文化資源の継承とともに、異なる文化や芸術表現を取り込み、多様な団体や人々とつながることで、地域社会へ貢献できる。

2 本市の文化芸術振興に向け解決すべき課題

前項までに記した、本市の現状や関連調査などから、本市が文化芸術の振興を進めるに当たり、解決が望まれる課題を以下のように整理した。

1 文化芸術に親しむ機会の創出

身近な場所で気軽に文化芸術に親しむ機会が少なく、特に、次代を担う子供や青少年が文化芸術に触れることができる環境が求められている。興味関心のある層だけでなく、誰もが文化芸術に触れる機会を創出する必要がある。

2 次世代への継承

急速な少子高齢化が進み、活動の参加者が少なくなり、世代間の交流機会の減少などから、文化芸術を次世代へ継承していくことが難しくなりつつある。また、地域の祭りなどの行事の担い手不足など、地域文化についても同様の状況である。

活動の参加者を増やすためにも、後継者不足が課題となっている地域の文化芸術の魅力の発信、個々の活動や世代間をつなぐなどの機会を設けることが必要である。

3 文化芸術の情報共有

市内で開催されている多様な文化芸術に関する情報が適切に市民に届かず、特に高校生以下の青少年には届いていないのが現状である。情報を届けたい対象を明確にし、対象に合わせた最適な情報伝達手段を活用する必要がある。

4 市民の活動の場や支援

市民が文化芸術の活動を行い、交流する場がこれまで以上に望まれている。

全般的に文化施設の管理運営を担う専門的知見をもった職員が不足しており、市民の創造活動の場や活動に対する支援体制が整っていない。そうした技術職員や企画を担う職員の育成も不足している。

また、学校での部活動の地域連携の検討が始まるなど、学校における文化芸術活動の在り方も課題となっている。

5 各文化施設の役割分担

旧市町から合併後に引き継がれた施設で、各施設が設立当初想定した役割や機能が、現在の利用の在り方と一致していない部分がある。各文化施設の機能や役割の再整理が必要である。

また、施設間の連携が十分ではなく、全市的な視点による対応が困難となっている。

6 文化施設の老朽化

市内の多くの文化施設が老朽化しており、市民の要望に十分に答えられなくなりつつある。安全・安心に施設が利用できるよう改修等を計画的に進めるとともに、本市の文化芸術振興の拠点となる文化施設の在り方を検討する必要がある。

第5章 文化芸術の方向性

本市には、歴史や伝統など、地域の歴史文化資源が豊かにあり、また、様々な分野で市民の文化芸術活動が自主的に行われている。一方で、前章で示したような課題が見えてきた。

本市に気軽に文化芸術に触れ親しむ機会が身近にあり、文化芸術を通して様々な人々がつながり、交流する場があることが望まれている。また、近年は地域の寄り合いのような世代を超えて集う機会が少なくなり、次世代への文化継承が難しくなっているという声が各分野から挙がっている。

本市には、豊かな歴史文化と多彩な文化芸術活動があるにもかかわらず、このような課題が挙がる背景には、人と情報、人と場、人と人、地域の文化芸術と現在の暮らしといったものが適切につながっていないのではないかと考えられる。

文化芸術には、年齢、性別、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、多様な人々をつなぐ力がある。人がつながれば、様々な地域課題に対応する知恵や工夫も生まれ、課題解決への原動力になる。

少子高齢化、グローバル化、地域コミュニティの希薄化が進む今、本市で暮らす多様な市民や本市ゆかりの人々、関心を持つ人々をつなぐ一つの柱として、文化芸術の振興は、これからの本市のまちづくりを考える上で重要な施策となる。

本市は、地域の歴史文化や市民の文化芸術活動から創造される新しい文化芸術を振興、継承し、多様な人々が互いの人格や個性を尊重し、支え合いながら、共に生き生きと心豊かに暮らす「暮らしのそばに文化芸術があり、多様な人々が共生する東近江市」の実現を目指す。

そこで、これからの本市の文化芸術振興に向けた施策の展開において、「つながる」をキーワードとし、5つの方向性を定めることとする。

目指す将来像である、暮らしのそばに文化芸術があることが根付くように「文化芸術に親しむ機会づくり」を土台に据え、文化芸術活動の更なる活性化を図るため、「創造活動で市民をつなぐ」。

さらに、文化芸術を核に「様々な活動をつなぐ」ことで多様な人々をつなぎ、また、多様な本市の歴史文化と新たに生み出される文化芸術を共に「過去から現在、未来につなぐ」。そして、中世の惣村文化や近世以後の近江商人の活躍と三方よしの精神を育んだ歴史を持つ本市の特徴をいかし、文化芸術を市民、企業、大学等教育機関及び行政等が連携して「応援する仕組みづくり」に取り組み、地域の活性化につなげる。

文化芸術振興の5つの方向性

文化芸術に親しむ機会づくり

市民が文化芸術に触れる機会を広く提供する。身近な場所で本物に触れ、体験することで興味や関心が深まり、活動の裾野が広がる。

生涯学習や学校教育、福祉などの関連機関と連携し、市民誰もが文化芸術に触れることのできる機会を創出する。

また、市内の様々な文化芸術に関する情報を広く届けられる仕組みを構築する。

創造活動で市民をつなぐ

文化芸術に親しみ、表現や創造への意欲が生み出されて始まる創造活動は、共感あるいは自分とは異なるものに対する刺激や触発、受容などの様々な感覚を伴いながら、他者とつながる体験でもある。

市民の創造活動を始める・続けることを支援し、文化施設を創造や発表活動の場として、また、多様な人々をつなげ、交流する場として、有効に活用していくために各施設の役割を再整理し、本市の文化芸術振興のために望ましい施設の在り方を検討する。

様々な活動をつなぐ

文化芸術を通じて様々な活動をつなぎ、多様な人々、多様な文化、世代などがつながるきっかけを作る。新たな地域コミュニティの形成を目指し、多文化共生の実現につなげるとともに、まちづくりの原動力としていく。

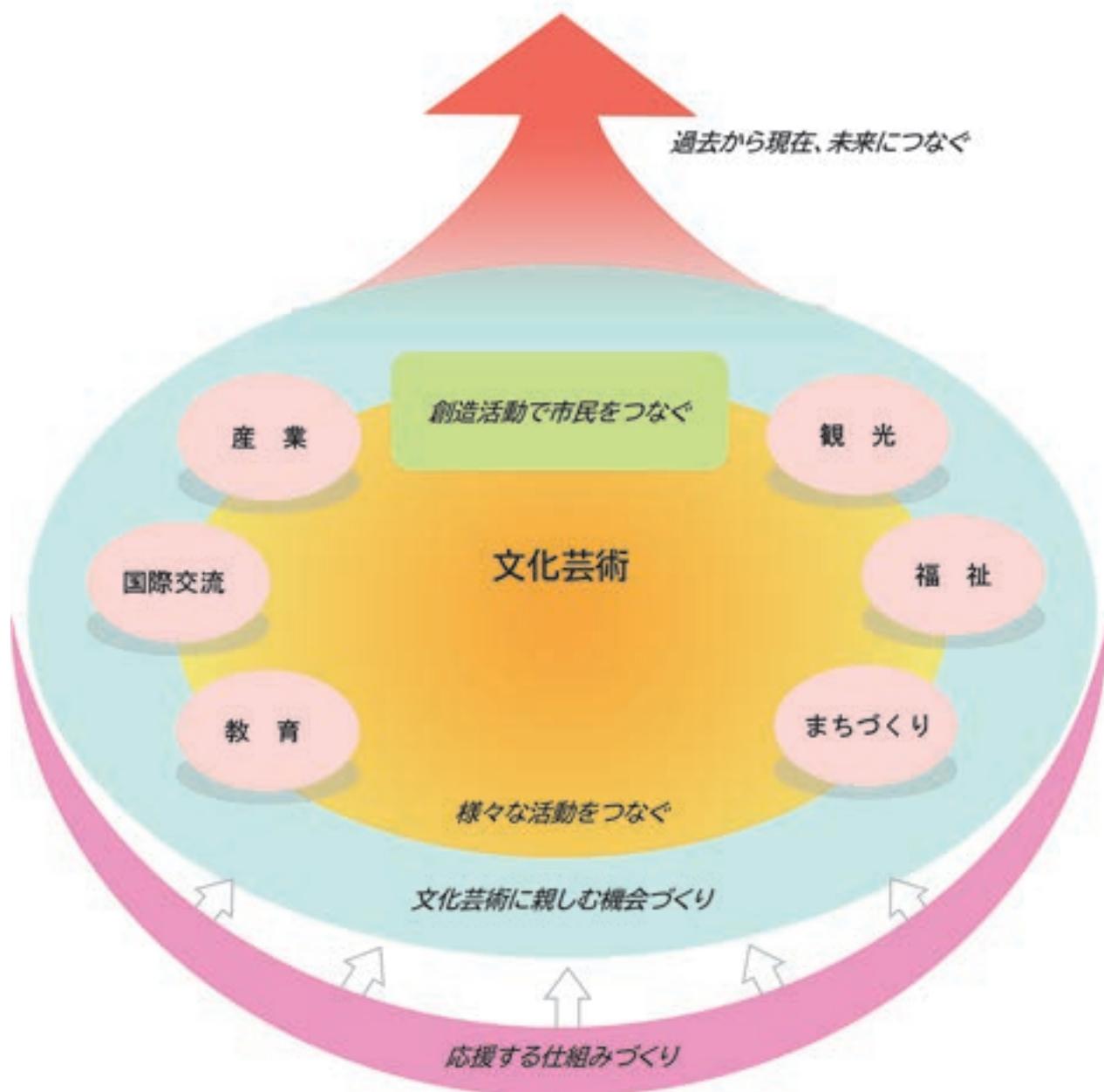
過去から現在、未来につなぐ

本市の豊かな歴史文化や伝統文化等を大切に引き継ぐために、そのものの価値を継承、周知する。更には、現代の文化芸術とつなげる企画など、新たな価値を創出するとともに、観光・産業・福祉・教育などの様々な分野との協働・連携も深める。また、時代のニーズによって、新たに生み出される文化芸術も含めて未来につなげていく。

応援する仕組みづくり

文化芸術は、自ら実践する人だけでなく、鑑賞する人、活動を支える人など、多くの人々が結びつくことによって社会性を持つ。

活動の実践者と支援者や地域での発表の機会をつなぐなど、企業や地域の商店、まちづくりや観光、福祉などの各種団体、学校や各文化施設など、様々な分野の人々がつながり交流しながら、多様な文化芸術活動を相互にサポートする仕組みをつくる。

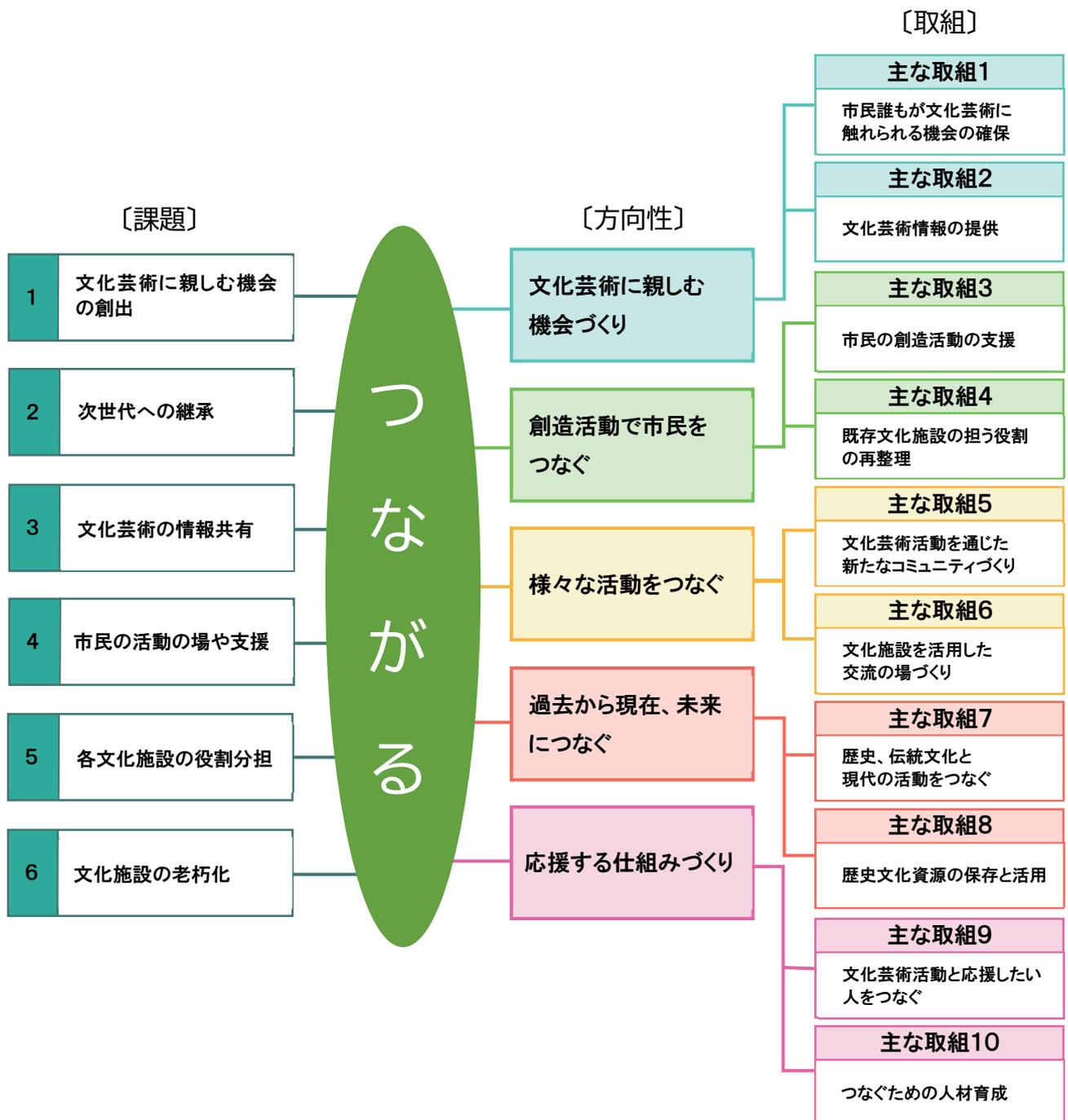


本市の文化芸術振興のイメージ

第6章 具体的な取組

本市の将来像「暮らしのそばに文化芸術があり、多様な人々が共生する東近江市」の実現に向けて、「つながる」をキーワードとし、5つの方向性について、主な取組を以下のとおり順次進める。

これらの取組を施策として実施する際には、対象や範囲を定めるなど、有効性を高めて実施する。



文化芸術に親しむ機会づくり

主な取組1：市民誰もが文化芸術に触れられる機会の確保 課題1、3

年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、市民誰もが文化芸術に触れ、参加し、創造する機会を創出し、それを推進するためのサポート体制を整える。

特に、次代を担う青少年世代が文化芸術に触れる機会を増やす。未就学児には親子等で参加しやすいプログラム等の提供、児童・生徒などには学校での鑑賞機会等、日常の中で文化芸術に触れる機会を設けていく。

取組の中では、文化芸術に触れる場である文化施設のハード面及び心理面でのバリアフリー化なども含め、市民が利用しやすい環境を整えることも検討する。

また、活動を行っていないが活動に関心がある、あるいは活動の機会を得られていない市民のニーズを把握するための取組も検討する。

【取組例】

- ・ 学校における鑑賞教室、東近江市子ども芸術展など、青少年へのアプローチ
- ・ 東近江市芸術文化祭、東近江市美術展覧会など、市民の創作活動発表の場
- ・ 文化施設における公演、展示事業
- ・ 博物館・資料館における企画展や体験イベント
- ・ 図書館における企画事業
- ・ 福祉施設、病院などへのアウトリーチ事業³
- ・ 文化施設の利用しやすさの向上
- ・ 市民を対象とした文化芸術に関する意識調査

主な取組2：文化芸術情報の提供 課題3

市内の文化施設をはじめ、地域の主な文化芸術に関する情報を収集し広く提供する。イベント情報や施設情報、文化芸術活動やその活動をサポートする情報などの文化芸術に関する情報を一元管理して、望む情報が得やすい仕組みを構築する。SNSなどを活用するほか紙媒体も発行するなど、情報を届けたい対象によって最適な情報伝達手段を選択し、高齢者から次代を担う若い世代までの幅広い世代に届くようにしていく。

【取組例】

- ・ 文化芸術情報を一元管理して提供する仕組みの構築と運営
- ・ 文化芸術情報紙の発行
- ・ 文化施設のHPの運営

³ アウトリーチ事業：「手を伸ばすこと、伸ばした距離」の意で、文化芸術分野においては、文化施設以外の場所へアーティストや作品などが出向き、文化芸術を体験できる機会を届ける活動のことを指す。

創造活動で市民をつなぐ

主な取組3：市民の創造活動の支援 〈課題3、4〉

市民が創造活動に取り組む機会を設け、楽しんで活動を継続できるように支援を行う。特に青少年の文化芸術活動をサポートする取組も検討する。

文化施設を市民の創造活動、発表、交流の場として提供するだけでなく、専門的な知識や経験豊富な文化施設のスタッフを配置し、市民の文化芸術活動に対して助言するなどの支援を行っていく。その中では、文化芸術活動を支える人材の育成も図る。

【取組例】

- ・ 市民ミュージカル、市民楽団、市民演劇などの市民が参画する事業の支援
- ・ 文化施設の運営
- ・ 東近江市文化団体連合会への支援
- ・ アーティスト・イン・レジデンス
- ・ 東近江市芸術文化祭ほか各種活動発表会
- ・ 文化芸術に関する人材養成連続講座

主な取組4：既存文化施設の担う役割の再整理 〈課題3、4、5、6〉

既存の文化施設が担う役割を再整理し、各施設の特徴や方向性を明らかにした上で、連携を図る。連携により、文化芸術に関する情報を一元的に集約して発信するなど、市民が情報にアクセスしやすい環境を整える。

また、これからの本市に求められる全市的な文化芸術活動の拠点の役割と機能の整備、実施する事業展開の方向性、必要な専門性や職員体制なども検討する。

【取組例】

- ・ 文化施設の役割の再整理と在り方検討
- ・ 文化施設の運営(再掲)
- ・ 文化施設における情報の集約、発信、蓄積

様々な活動をつなぐ

主な取組5：文化芸術活動を通じた新たなコミュニティづくり 〈課題2、4〉

これまでの地縁によるコミュニティにとどまらず、文化芸術を通じた新しいコミュニティの形成を図り、多様な文化、様々な人々がつながることによる多文化共生社会を目指す。

年齢、性別、国籍、障害の有無等を問わず、誰もが参加できるコミュニティがたくさん生まれ、まちづくりの原動力となることを目指す。

【取組例】

- ・ 公開講座やイベントの開催など、異文化理解に向けた事業の展開
- ・ びわこジャズ東近江、インターナショナルフェスティバルなど、異文化や世代間交流につながる地域イベントへの支援
- ・ 生涯学習センター機能的事業(ライフロング事業)などの体験講座

主な取組6：文化施設を活用した交流の場づくり < 課題4、5

既存の施設を活用し、市民が気軽に立ち寄り、過ごすことのできるような空間を備え、「市民の居場所づくり」を行う。

なじみの場所となるように講座やイベントなどを定期的を開催するとともに、市民が多様な活動を行う場所としていく。

【取組例】

- ・ 文化施設の交流機能の活用
- ・ ぶらっと五個荘まちあるき
- ・ ヘムスロイドの杜まつり
- ・ 文化施設における体験講座

過去から現在、未来につなぐ

主な取組7：歴史、伝統文化と現代の活動をつなぐ < 課題2

本市の歴史文化や伝統文化などと現代の文化芸術を共に展示したり、伝統音楽とジャズやポップスを織り交ぜた音楽祭、江州音頭と創作ダンスの共演など、過去から積み上げてきた文化芸術と現在のものをつなぎ、新たな発見を得る機会を提供する。

【取組例】

- ・ 本市の歴史文化資源と現代アートとのコラボレーション展示
- ・ 伝統芸能や民俗芸能と現代音楽を織り交ぜた音楽祭
- ・ 聖徳まつり、ぶらりまちかど美術館・博物館

主な取組8：歴史文化資源の保存と活用 < 課題2

継続性・一貫性のある歴史文化資源の保存・活用を実践するため、「東近江市歴史文化基本構想」に基づき、令和5年度に策定した「東近江市文化財保存活用地域計画」に則し、市内にある数多くの貴重な文化財の適切な保存を図る。調査・研究・分析などの結果を展示等で広く市民にも公開し、本市の歴史や文化に対する関心や理解を高め、地域への誇りと愛着が醸成されるようにする。

また、本市にある歴史文化資源等を適切に保存し後世に伝えていくとともに、

観光や産業分野と連携し、歴史的なまちなみや地域の伝統文化等をまちづくりにいかしていく。

【取組例】

- ・文化財担当部署と博物館等の連携による地域の歴史文化資源の掘り起こし
- ・東近江学など、本市の歴史文化を普及する講座や体験イベントの開催
- ・「東近江市文化財保存活用地域計画」の実践

応援する仕組みづくり

主な取組 9：文化芸術活動と応援したい人をつなぐ 〈課題 3、4〉

支援を望む文化芸術活動や事業に対して、企業や地域の商店、NPO、大学等教育機関、市民や各種団体（例：まちづくり、子育て、環境、スポーツ、医療、自治会・町内会など）など、応援したい人が支援できる仕組みをつくる。

支援の内容は、資金援助、技術協力、会場提供、インターネット等での情報発信、ボランティアなど、それぞれの立場で応援できる形を提案していく。

【取組例】

- ・文化芸術を応援する企業と文化芸術活動をつなぐ仕組みの検討
- ・文化芸術情報を一元管理して提供する仕組みの構築と運営(再掲)

主な取組 10：つなぐための人材育成 〈課題 3、4〉

本市の様々な文化芸術活動をつなぎ、コミュニティの活性化やまちづくりにつなげていくためには、継続的にコーディネート等のサポートを行う専門的な知識・経験・技術を持つ人材が必要である。つなぐための支援ができる人材を育て、活動と活動、人と人の新しい出会いから、新たな文化芸術活動を創造していく。

【取組例】

- ・文化芸術コーディネーターの発掘、育成
- ・専門的人材の育成
- ・文化芸術情報を一元管理して提供する仕組みの構築と運営(再掲)

第7章 今期計画期間の重点取組

1 重点取組の考え方

第6章で示した具体的な取組のうち、緊急性、社会的影響、将来性等の観点から優先順位を検討した結果、次の3つの取組を重点施策と定め、今期の計画期間の前期に優先的に取り組むこととする。

- ・ 文化芸術情報の提供(主な取組2)

ヒアリング等により、市内の様々な取組や行事等の情報が市民に十分届いていないことが判明した。文化芸術の活性化のため、情報提供が最重要であると考え。

- ・ 市民の創造活動の支援(主な取組3)

市内で始まりつつある市民主体の活動をバックアップすることで、これからの市民の文化芸術の取組が広がることを期待できる。

- ・ 既存文化施設の担う役割の再整理(主な取組4)

市内の各文化施設の老朽化は、早急な対応が必要な課題となっている。既存施設の役割を再整理するとともに、本市の将来を担う文化芸術の拠点施設の整備の検討が必要な時期に差し掛かっている。

2 重点取組

(1) 文化芸術情報の提供 (主な取組2)

【具体的な取組】

現在、各課や各文化施設から発信している様々な文化芸術情報、施設情報や補助金などのサポート情報のほか、地域で行われている主な文化芸術のイベント情報などをつないで、望む情報が得やすい仕組みや運営体制を検討し、文化芸術情報を一元管理できるプラットフォームを構築する。

例えば、活動場所の確保は、活動継続のために大切なことであり、活動に利用できる場所が、「どこで」「どのような設備があって」「費用はどれくらいか」「予約の方法」など、市内で文化芸術活動を行いたいと思う人が「いつでも」「どこでも」「簡単に」文化芸術情報にアクセスしやすい環境を整える。また、特に若い世代に情報が届くような手法を検討する。

(2) 市民の創造活動の支援（主な取組3）

【具体的な取組】

市民の文化芸術活動は、文化団体や学校のクラブ・サークルなど、既存の枠組みで実施している活動があるが、市民主体の文化芸術活動が既存の枠を越えて広がり、より多くの市民の関心を引き起こし、全市的な市民の創作活動が活性化することを期待して、はじめに、八日市文化芸術会館の市民楽団や市民劇団の取組を支援する。



市民楽団（八日市文化芸術会館）

市民楽団は、令和5年度から八日市文化芸術会館で始まり、これまで市内での活動ができなかった人たちが参加し、プロの指導をはじめとした取組が進められている。令和6年度以降も活動を継続し、将来はメンバーを少しずつ増やし、市民オーケストラに育つことを目標にしている。

市民劇団は、「八日市文化芸術会館と市民がともにオリジナルのミュージカルを創作することで、東近江をもっと魅力的な街に！」と願いが込められたアートプロジェクトで、公募・オーディションで選ばれた地域内外からのメンバーで活動している。令和4年度には、聖徳太子薨去1400年に合わせて、宝塚歌劇団演出家の脚本・演出による東近江創作ミュージカル「日出ずる国麩戸皇子」に取り組んだ。この公演は好評を博し、令和5年度にも続編の公演が行われた。

市民楽団や劇団の取組は、八日市文化芸術会館で開催することで地域への愛着を生み、思いを深めることに役立つとともに、回を重ねるごとに市民の関心が高まり、参加者が増えている。

実際に演奏する、演じることで表現者となり、鑑賞体験にとどまらず、文化芸術への理解と思いがより深まるとともに、多くの人に関わり一つの公演を作り上げるという貴重な経験は、集った人々の交流を生み、絆を深めることにもつながっている。こうした事業を積極的に支援することで、市民の文化芸術活動が活発になり、新たな地域のコミュニティが創出され、市民満足度や地域への愛着の深化につながるものと考えられる。

これらの活動を支えるためには、広く文化芸術活動を推進し支援する人材を育成する必要がある。

(3) 既存文化施設の担う役割の再整理（主な取組4）

【具体的な取組】

① 役割の再整理

文化芸術の振興を目指す上で、市民が優れた文化芸術に身近に触れる機会を創出し、地域の文化力を高めるため、機能や役割の面から既存文化施設の再整理が必要である。

市域には、設備や規模の異なるホール機能を持つ複数の施設があるが、利用者にとっては、依然として地域の施設という意識が強く、公演等に必要設備や規模に応じて使い分けられているとは言い難い。

また近年、文化施設には、市民が文化芸術を一方的に享受するだけでなく、体験、創造、発信、交流などの様々なニーズがあり、多様な人々がつながる広場的な役割が求められるようになってきている。

それらの課題の解決に向けて、本市の文化芸術の拠点施設である八日市文化芸術会館とホール機能を持つその他施設については、舞台や音響、照明等の設備、観客席の規模や規格によって、役割分担や在り方の検討を行い、更に効果的に市民の文化芸術鑑賞の機会や発表の場、交流や憩いの場が提供できるように取り組む。また、施設ごとに設けられた個人や団体の活動に対する使用料減免制度などの支援の在り方について、制度の一元化、補助金制度との比較等、整理、検討をする。

② 中学生、高校生が市内で活動できる文化芸術環境の整備

高校生へのヒアリングで、市内では、吹奏楽やジャズオーケストラなどの部活動が盛んであるにもかかわらず、大人数で練習できる施設がなく、また、大会など複数団体で発表や公演を行える施設がない（舞台動線や舞台関連機能の不足など）ということが明らかとなった。加えて、卒業後は市内での活動継続が難しく、市外に活動の場を求めているという現状も見られた。

そこで、市内の中学生、高校生の部活動をはじめ、複数の団体が合同で練習や公演を開催することができる環境の整備を検討する。また、近年、八日市文化芸術会館で市民楽団及び市民劇団の活動が始まったが、こうした市民主体の文化芸術活動に対し、気軽に相談できる窓口を設けるなど、様々な角度から支援を行い、子供から高齢者まで生涯にわたって文化芸術活動を続けられる環境整備に取り組む。

③ 文化芸術拠点施設の整備

八日市文化芸術会館については、本市を中核とした東近江地域圏⁴の拠点施設として、質の高い文化芸術の提供を実現するために、整備が必要である。

本市の文化芸術の拠点施設である八日市文化芸術会館は、築50年を迎えようとしており、これまで数度の施設修繕や設備更新を行ってきたが、旧規格のため現在主流のホール設備やバリアフリー等の施設環境が不十分で、抜本的対応が必要な状況である。

現在の八日市文化芸術会館の設備では、舞台、音響、照明設備などの老朽化の進行や座席数の制限から、近年主流となっている演出に対応できず、他市で開催されるようなプロによる公演の開催が難しい面がある。また、リハーサル室が無く、代用している展示室から舞台への動線が確保できないなどの問題があり、複数団体の発表会等の利用には適さないといった課題がある。

将来の地域の在り方を見据え、地域の年齢構成や人口密集度、中心市街地の整備状況、交通インフラとともに、市民利用等の在り方を踏まえ、施設の用途、設備内容、規模、経費や開館後の運営費等を十分に検討し、民間活力の導入も含めた総合的な整備が必要である。検討に当たっては、既存施設にはこだわらず、新設、統廃合等も含めたあらゆる選択肢の中で、関係各課が連携しながら、将来の東近江市にふさわしい施設の検討を始める。

⁴ 東近江地域圏：通勤通学、買い物や通院などで東近江市と関係性の高い生活圏域

第8章 推進体制

1 文化芸術に関わる活動主体とその役割

本計画の推進に当たっては、市民が文化芸術に親しむ機会の提供や人材育成などの文化芸術分野にとどまらず、観光、産業、福祉、教育、国際交流等と連携した取組が求められる。文化芸術の持つ力を、まちづくりやにぎわいづくり、地域の活性化にかاشていくため、様々な活動主体がそれぞれの役割を担いつつ、協働して取り組むこととする。

文化芸術活動に係る活動主体及びそれぞれの役割は以下のとおりである。

(1) 市民

市民は、文化芸術に親しみ、また、文化芸術を理解し応援し、本市の文化芸術活動を主体的に担う。

(2) 文化芸術活動者・活動団体

文化芸術活動者及び同活動団体は、実践者としてその中心を担う存在である。文化芸術活動の魅力や楽しみ方を伝え、市民が文化芸術に親しむ機会を提供し、次世代に本市の文化芸術を伝えるなど、大きな役割を果たす。

(3) 民間団体

企業やNPO、各種団体などは、行政とは異なる視点やノウハウ、人や物、情報や財源など、独自の資源を持つことから、文化芸術の振興において積極的な関わりが期待される。文化芸術の力をいかすため、観光、産業、子育てなど、他分野と連携していくに当たり、民間の視点をいかした取組を展開することが求められる。

(4) 文化施設

市内にある文化施設は、文化芸術活動の拠点として、地域の人々が文化芸術に触れ文化力を高める場として重要な役割を担い、文化芸術に関わる人材の育成も担う。

市は、市域全体における文化芸術拠点施設を中心として、文化施設における事業展開や活用を推進し、誘客の促進、各施設における市民の文化芸術に親しむ機会の充実や人材の育成に向けて、関係各所と有機的な連携・協働を目指す。

(5) 教育機関等

次代を担う子供たちが文化芸術に関わるために、日常を過ごす小中学校、高等学校、大学等の教育機関は重要な役割を担う。

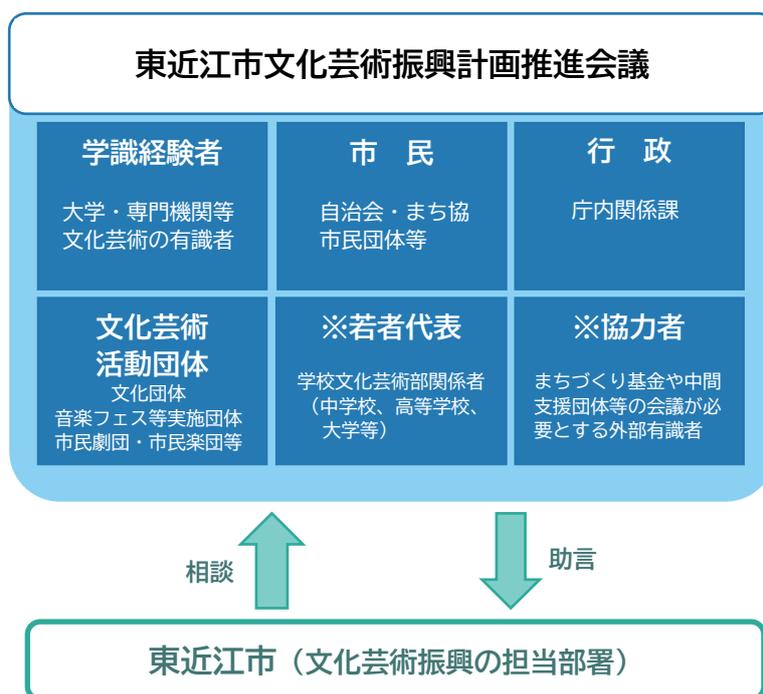
(6) 行政

市民誰もが、文化に触れ、参加し、楽しめる環境の整備に向けて、市全体として総合的に取り組むことで相乗効果を生み出すよう、本計画に基づいて関係部局が連携し、文化芸術振興施策を推進する。また、文化芸術活動の推進を継続的に行うことができるような専門的な人材の育成・配置を検討する。

2 文化芸術振興計画推進会議の設置と評価基準の設定

本文化芸術振興計画のうち、第6章の具体的な取組や第7章の今期計画の重点取組について、その進捗を確認するとともに、市民や活動団体の声を施策に反映させることを目的に、文化芸術振興計画推進会議を設置する。

文化芸術振興計画推進会議では、市からの要請により、当該年度の取組の進捗について評価基準に基づき評価するとともに、取組の改善や効果的な取組となるよう助言を行う。



※印は計画推進の過程で必要に応じ参加を要請する。

また、文化芸術振興計画推進会議で、第7章に掲げた今期計画の重点取組の実施状況について、それらの進捗状況や方向性の確認を行い、その評価の実施のため、評価指標（基準）を設定する。

具体的な評価指標については別途定めることとするが、文化芸術という分野であることに加え、本市の文化芸術の特性に鑑み、その項目及び基準を検討する。

加えて、文化芸術に関する市民の意識や意向などを把握するために、全市的な文化芸術に関する意識調査を実施し、計画更新時の参考としていくことも検討する。評価の項目や基準については、適切に設定できるよう今後検討を進める。

【評価項目設定の視点】

- 定性的評価
 - ・市民の文化芸術に対する親和度、市民の文化芸術に対する意識など
- 定量的評価
 - ・市内における公演事業の実施回数、文化芸術に触れる経験をした人の割合、文化施設に足を運んだことのある人の割合など

資料編

検討経緯

東近江市文化芸術振興計画策定委員会 開催記録

第1回	
日 時	令和5年7月20日(木) 午後2時30分～午後4時
場 所	東近江市役所東A会議室(東庁舎)
議 題	東近江市文化芸術振興計画策定の主旨説明 東近江市文化芸術振興施策の現状
第2回	
日 時	令和6年1月31日(水) 午後1時30分～午後3時30分
場 所	東近江市役所東A会議室(東庁舎)
議 題	東近江市文化芸術振興計画(素案)の検討
第3回	
日 時	令和6年7月23日(火) 午後1時30分～午後3時30分
場 所	東近江市役所東E会議室(東庁舎)
議 題	東近江市文化芸術振興計画(最終案)の検討

東近江市文化芸術振興計画策定委員会 委員名簿

氏 名	所 属
小林 真理	東京大学大学院人文社会系研究科教授
矢作 勝義	穂の国とよはし芸術劇場PLAT副館長
井上 ひろ美	文化遺産プランニング代表
二橋 省之	八日市商工会議所会頭
向井 孝	東近江市文化団体連合会会長
森 鉄兵	びわこジャズ東近江実行委員会実行委員長
端 洋一	東近江市立八日市文化芸術会館館長、舞台芸術専門員

東近江市の文化芸術に関する調査

1 調査概要

市内の文化芸術活動の現状と課題を把握し、また、市民が今後の本市の文化芸術振興に期待する方向性を知るため、市内で文化芸術活動やまちづくりなどの活動を実践している個人、組織、文化施設の運営者、文化芸術活動を行っている高校生などを対象に、グループヒアリング及びアンケートを実施した。

2 グループヒアリング

(1) 実施期間

令和5年10月31日（火）から令和5年11月16日（木）まで

(2) 対象

- ・市内4つの文化ホール及び市内文化施設を利用する地域の市民活動団体

活動団体は、音楽、美術、舞踊、伝統芸能など複数の分野の団体を選出するよう考慮した。また、今後の東近江市を担う若い世代の代表として、市内の高等学校で文化活動を行っている高校生にも意見を聞いた。

文化ホール	八日市文化芸術会館 あかね文化ホール てんびんの里文化学習センター やわらぎホール
音楽	東近江市音楽協会
美術	東近江の芸術を愛する会 ことうへムスロイド村
舞踊	内藤ひろみバレエ研究所 Dance Studio Kaeru
伝統芸能	滋賀能楽文化を育てる会
高校文化部	滋賀学園高等学校 吹奏楽/ジャズオーケストラ部・美術部 八日市高等学校 音楽部・吹奏楽部・美術部・書道部 八日市南高等学校 美術部 能登川高等学校 音楽部・アート部
観光・まちづくり	東近江市観光ボランティアガイド協会 NPO法人まちづくりネット東近江

(3) グループヒアリング結果

① 市内の文化ホール

〔八日市文化芸術会館〕

- 安全性の確保についての改善点
 - ・ 施設の老朽化が進む一方で、十分な対応ができておらず、施設の機能、性能の劣化に伴う課題を抱えている。
 - ・ 演出を支える舞台設備に耐用年数を経過したものが存在し、公演に支障をきたすトラブルが発生している。
 - ・ 吊り天井構造であるホールの天井部分（既存不適格）は、地震発生時の安全性の確保から早期の対応が求められている。
 - ・ 浸水被害・雨漏りがある。
- 利便性・快適性の確保についての改善点
 - ・ 施設のバリアフリー化への対応が十分とはいえない。
 - ・ トイレやホール客席の規格が現在の水準と比べると対応できていない。
 - ・ ベビーコーナーなど親子連れの利用者を対象とした設備が不足している。
 - ・ 案内サインが分かりにくく、多言語対応もできていない。
- 芸術文化活動の充実についての改善点
 - ・ 音楽活動（特に大きな音が発生する吹奏楽など）の練習が出来ない。
 - ・ 展示室の設備（パネル、照明）の使い勝手が悪い。
 - ・ 貸館がメインで、市民の文化活動に関する情報提供や相談サービスは充実していない。

〔あかね文化ホール〕

- 施設の良い点（機能面）
 - ・ ホール機能は、音響効果に優れ、生音での公演に適していることから、音楽ホールとしての特性が高い。
 - ・ 客席数（502席）が小中規模のホールであることから、集客面や入場者数を考えても主催者や利用団体にとって利用しやすい施設となっている。
 - ・ コミュニティセンター併設による連携した利用、小ホールほか各部屋を利用できることから、事業実施において楽屋、控室以外の利用が可能である。
 - ・ エレベーターがある（コミュニティセンター部門）
 - ・ 全館借りると大きなイベントがしやすい。
- 施設の良い点（運営面）
 - ・ コミュニティセンター併設であることから、指定管理者である蒲生地区まちづくり協議会と連携協力した管理運営体制となっている。このことをいかした連携事業実施の可能性。

- ・地域のホールとして親しまれてきた歴史があり、地域の団体、人脈を活用したアットホームな運営を行える。
- ・チケット販売、公演情報発信等をオンラインチケットサービスによって運営中。生涯学習事業においても受付をオンラインによるシステムで行っている。申込者とのやりとりは一斉メール送信機能で、各受講者との連絡も双方向のメール機能でやりとりが可能としている。

- 施設の改善点

- ・施設周辺にいわゆる市街化区域が少なく、徒歩や自転車で来館できる方が少ない。市民のホールとしては事業の集客面では不利であるといえる。八日市駅周辺の市街地活性化計画のようなものが望まれる。地域のイベントでの利用としては良いが、ホールの安定したファン層の確立まではまだまだ認知度が低く難しい段階である。

[東近江市てんびんの里文化学習センター]

- 施設の良い点

- ・ホールの座席数が 240 席の小ホールを有しており、市民文化団体等が非常に利用しやすい規模である。
- ・市内ホールと比較し、利用料が安価である。
- ・近江商人博物館・中路融人記念館を併設し、また近隣には重要伝統的建造物群保存地区があり、観光的要素もあるため、県内外の人に知っていただける機会がある。

- 施設の改善点

- ・学習センターに近江商人博物館・中路融人記念館が併設しているが、ホール貸館時に美術館や博物館に音が漏れてしまう。
- ・利用者が活動する部屋数が少ない。
- ・開館して 30 年近くとなり、設備の経年劣化による不具合が多く、大規模修繕の時期に差し掛かっている。
- ・和式トイレが多いため、利用者に不便をかけている。洋式トイレへの改修が望まれている。
- ・学習センターと博物館の受付がともに 1 階カウンターにあり、特にホール貸館時には、ロビーが人でいっぱいとなり、カウンター周辺まで非常に混雑するため、博物館入館希望者の動線が遮られてしまう。
- ・ホール扉が二重扉になっていない。また、特にホール使用時において、他施設の利用制限はしていない。(そのまま音漏れしている状況)
- ・楽屋や練習室が足りず、学園祭等で利用する場合、飲食できる場所がない。

- ・喫茶コーナーに以前は店が入っていたが、なかなか定着せず、退店してしまう。飲食店の利用は多いわけではないが、近隣に食べる場所が少ないため、利用者からの要望はある。

[やわらぎホール]

- 施設の良い点
 - ・ホールが152畳の広さで、じゅうたん敷と畳式になる。
 - ・ホールの床が柔らかいので、小さな子供にも安全
 - ・飲食が可能なので会合などにも利用される。コミュニティセンターは飲食ができないため、すみ分けができています。
- 施設の改善点
 - ・1階はバリアフリー（車椅子）に対応しているが、2階への動線が階段しかない。

② 地域の市民活動団体

■ 活動における問題点

- ・団体の高齢化が進んでおり、若い人の所属人数や新規加入が少なく、後継者不足になっている。知識や経験が伝承されないことも課題となっている。
- ・イベント、催しをする際の予算の確保
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による会員の減少、活動の減少（介護施設に向いての活動など）
- ・発表活動の際の集客数が少ない。
- ・団体で食事をする場所、土産物を買う場所がないので、東近江市の他に近江八幡市や彦根市とセットでツアーを組まれることが多く、旅行客がそちらに流れてしまう。
- ・駐車場が少ない場所やトイレを確保できない場所など、バリアフリーに対応できていないところでは高齢の観光客を受け入れることができない。特に足が悪い人には洋式トイレが必要

■ 市に望む文化施策

◆ 文化芸術に親しむ機会の提供

- ・市内の現状において、文化芸術に親しむ機会が少ない。特に子供・学生が文化芸術に触れる環境が不足している。
- ・皆が親しみやすく、気軽に行ける敷居の低い場所やイベントが必要
- ・テレビなど気軽に消費できるコンテンツが増えたことで、深く芸術・芸能に親しむということが廃れていっていると感じている。

- ・県内で文化芸術の鑑賞機会が少ないため、鑑賞するには県外へと行かざるを得ない状況にある。市内でも本格的な公演(オーケストラなど)を聴く機会がほしい。

◆ 活動の場の提供

- ・県内に活動の場所がないため、プロとして本格的に活動したい人は京都や大阪、東京へと移動してしまう。
- ・市内の文化芸術活動は、様々なアプローチからの支援が必要
- ・興味を持ち「やってみたい」と思った人が気軽に体験できるような場所。例えば油絵のセットが用意してあり、材料費程度で絵を描く体験ができるなど。

◆ 活動している人たちへの支援

- ・情報提供や活動している人同士を結び付けるような仕組みを構築してほしい。例えば人材バンクなど。
- ・金銭的な支援や報酬の支払いを行ってほしい。イベントへの出演要請はあるが、ほとんどがボランティアの依頼であり、イベント参加にかかる経費も出ない場合が多く、団体の負担となっている。
- ・会場費用への助成がほしい。

◆ 青少年への普及・活動者の育成

- ・小学校に伝統芸能を体験させるプログラムなど実施しているところはあるが、内容が薄くその場限りで終わってしまう。継続的な普及活動、育成活動を行ってほしい。
- ・子供が本格的な文化芸術に触れる機会を設け、子供の見る目を養っていくことが必要
- ・ピラミッド型の底辺にあたる部分を広く受け入れ、段階的に人を育てていく。賞をとった人や有名な人を連れてくるのではなく、人を育てることを大事にする。
- ・若い世代は自分の好みに合わせて個人で動く人が多い。年代や好みに合わせた働きかけを行うべきと考える。
- ・地域の歴史を小学校の授業に取り入れる自治体も多いが、成人後も継続して関わっている例はごく僅かと思われる。若手を集めるには、地元の企業などに組織単位で参加してもらうことが大事ではないか。

◆ 市民のコミュニティの形成

- ・1人ではできないことも仲間とやればできることがある。つながりを創り出していくような取組があると良い。

- ・別の分野とコラボレーションを行ったり、人と出会ったりすることで、新たな広がりや世界が見えることがある。そういったことができる仕組みや取組があると良い。
- ・地区ごとの活動しかできておらず、市町合併前の状況とあまり変化していないと感じる。

■ 市内の施設に望むこと、どのような場所であってほしいか。

- ・ あそこの劇場に行ったら楽しそう、わくわくしそうと感じさせる場所
- ・ 気軽に、何もなくても行ってみたいと思える場所
- ・ 非日常感のある場所。コミュニティセンターは市内にたくさんあるので、それとは違う雰囲気をもつ場所

■ その他

- ・ 文化芸術は経済活動の中心になり得ないので軽視されがちだが、市民生活に潤いを与え、生きがいを得るという意味では、生活に必要不可欠なものである。
- ・ SNSが急速に普及しており、技術とは違うところで世の中が回っていると感じる。(例えば上手なプロダンサーの動画よりも、女の子が可愛い動画の方が再生回数が伸びるなど)

③ 市内の高等学校で文化活動を行っている高校生

■ 部活動において困っている点

- ・ 部活動の人数が少ない。
- ・ 部員が多いので活動する場所が足りない。
- ・ 絵画の道具にかかる費用が負担となっている。
- ・ 普段練習している教室が使えない場合の活動場所の確保
- ・ 顧問の先生が専門ではないので、指導者がいない。

■ 部活動以外の文化芸術の鑑賞機会について

- ・ 鑑賞活動のため、自分から積極的に鑑賞活動にホールや美術館に行くことはほとんどない。
- ・ 友達や家族が出演していたり、関わっているものを観に行くことはある。
- ・ アニメやマンガのイベントに行くことはある。
- ・ 鑑賞したいと思っているが、時間やお金がない。また、情報が入ってこないのに、何をやっているのかわからない。
- ・ 気軽に音楽を聴ける場所があったら行きたい。
- ・ 高校生活の中で、文化的なものに触れる機会は少ないと感じている。

- ・ 流行りのアーティストのライブや、SNSで評価されている人の展示などが身近であれば観に行きたい。

■ どんな場所があると良いか。

- ・ アクセスの良いホール。アクセスが良いと学校外の友達も誘いやすい。大きな道路を渡らなくてよいなど、危なくない道を確保し、駅から歩いて行ける場所
- ・ 高齢化、過疎化が進んでいるので、人とコミュニケーションをとれる場所
- ・ 練習したり、成果を発表できる場所
- ・ 八日市市の文化を発表する場や体験できる場
- ・ 親しみが持てる場になると良い。気軽に文化芸術に興味を持てるようになると良い。
- ・ 子供たちが行ったり、描いた絵を展示したりする機会がないのでそういったことができる場所
- ・ 自分の作品や子供たちの作品を展示したり、公開できる場所があると良い。
- ・ ポスターにするのに大判で印刷できるプリンターが学校にない。大きなプリンターや3Dプリンターなどが自由に使える場所があると良い。
- ・ 地域の皆で作業ができる場所
- ・ 色々な人と関わることでアイデアが生まれるような場所

■ 東近江市(または自分が住んでいる身近なまち)が将来どのようなようになってほしいか。

- ・ 子供の頃から文化に触れられる環境づくり。子供の芸術的感性を育てる場所
- ・ 情報発信ができるようになってほしい。定期演奏会の情報など、まず知ってもらわないとならないので、情報発信は重要と感じている。
- ・ 他校の部活動との交流(他校の美術部と一緒に作品をつくれる場所、他の学校のパフォーマンスを観る場所、地域の人と一緒に活動できる・・・など)
- ・ 知らないこと、やったことがないことでも気軽に関われるような機会や場所があると良い。
- ・ 気軽に楽しめて、行きやすいような場所
- ・ 高齢者が多いので、バリアフリーになっており、高齢者が気軽に寄り道できたり足を運ぶことができる場所
- ・ 心身ともにリラックスできる場所。LGBTQや性別にこだわらない、メンタルヘルスなどの意見を交換できる場所。精神的につらい時に芸術に救われた経験があるので、そういう人たちが心のゆとりを持てるような施設があると良いと思う。
- ・ リラックスできる場所。誰でも楽しめるような場所があると良い。
- ・ カフェや人気のスポットがあると良い。SNS映え、おしゃれな場所が施設の近くにあると行きたいし、施設にも寄ってみようと思うかもしれない。

- ・ 小学生の時にNPO法人の団体に所属しており、大学生が主体となり子供のためのイベントを主催していた。子供が気軽に参加できる団体があると良いと思う。
- ・ デジタル機器が多いので、FreeWi-Fi やコンセントが充実していると便利
- ・ 学生が放課後に集まって話したりできるフリースペース
- ・ カフェと美術館が近くにあると、展示内容とのコラボメニューとかできるので良いと思う。(例えばアニメコラボであるようなコースターを記念に持って帰れるなど)

3 アンケート調査（文化施設及び市民活動団体）

(1) 実施期間

令和5年11月中旬から令和5年12月中旬まで

(2) 対象

- ・市内のコミュニティセンター、博物館（民間施設を含む。）、図書館等の文化施設32館（回収28館）
- ・文化団体連合会など市民活動団体145団体（回収90団体）

(3) 調査票

平成33年 文化施設の活動状況に関するアンケート

※1. 基本情報

1. 施設名			
2. 郵便番号		3. 住所	
4. 施設形態		5. 活動の中心となる年齢層	10～20代 30～40代 50～60代 70代以降 （※10代未満は0人、未満は0と記入）
6. 設立の目的		7. 活動年数	年
8. 施設年数		9. 会費	

※2. 現在の活動状況について

1. 活動内容

2. 活動内容

3. 活動の経緯

※3. 主に利用している施設について

1. 主な利用施設の種類	① 市民活動施設	
	② 文化施設	
2. 利用頻度	① 頻りに利用	
	② 時々利用	
3. 利用している理由	① 市民活動施設	
	② 文化施設	

※4. 利用しているそのある理由について

施設名	利用している理由	利用内容
① てんびらの森 文化学習センター		
② 学ねらぶホール		
③ 豊中文化ホール		
④ 各種団体の市民活動センター		

(4) アンケート調査結果

① コミュニティセンター

■ 回答施設 10 施設/14 施設

■ 現在の施設について

● 施設の良いと感じている点（複数回答）

項目	回答数
1. 交通の便が良い。	3
2. 駐車場が広い。	5
3. 可動席のホールを有している。	2
4. 会議室などの使い勝手が良い。	4
5. 地域の身近な存在である。	7
6. その他	0

● 施設の不便を感じている点（複数回答）

項目	回答数
1. 交通の便が悪い。	4
2. 駐車場が狭い。	3
3. 規模の大きいイベント等の活動が難しい。	6
4. 会議室などの使い勝手が悪い。	3
5. 設備の不具合がある。	6
6. その他	1

● 施設の課題（複数回答）

項目	回答数
1. 施設・設備の改修が必要	6
2. 追加したい機能や設備がある。	2
3. 特になし	2

● 利用者からの声

項目	回答数
1. 魅力的な講座等の事業が充実している。	5
2. もっと増やして欲しい事業がある。	2
3. その他	2

● 施設の社会的役割として大切にしている内容に○をつけてください。（複数回答）

項目	回答数
1. 生涯学習やまちづくり活動の機会・情報の提供	10
2. 地域住民の各種サークル活動の場	10
3. 仲間づくりなど交流の場	9
4. その他	0

● 施設の将来的な展望についてご記入ください。

項目	回答数
1. 上記のような社会的役割を更に充実する。	10
2. その他	1

- 他の市内文化施設との連携や共同事業について、実施状況をご記入ください。
ない場合、連携や共同事業の意向や可能性、課題についてご記入ください。

項目	回答数
1. 東近江市地域振興事業団のライフロング講座と連携	7
2. 図書館や博物館と連携	3
3. 特に連携や共同事業はしていない。	2
4. 連携や共同事業が実施できると良いとは考えている。	4
5. 特に必要性は感じていない。	0
6. その他	1

■ 市が策定を検討している文化芸術振興計画について

- 東近江市の文化で特に重要と考える分野（○は3つまで）

項目	回答数
1. 音楽	2
2. 美術	1
3. 演劇	0
4. 舞踊	0
5. 文学	0
6. 写真	1
7. メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びその他の電子機器等を利用した芸術)	2
8. 伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他伝統的な芸能)	1
9. 芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能)	1
10. 生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に関わる文化)	4
11. 国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)	0
12. 出版物等 出版物及びレコード等	0
13. 文化財等(有形及び無形の文化財並びにその保存技術、歴史的な町並み及び文化的景観)	8
14. 地域における文化芸術(文化芸術の講演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動)	9

- 文化振興施策の中で特に重点的に取り組むことが望ましいと考える項目（○は3つまで）

項目	回答数
1. 市民の鑑賞機会の充実	2
2. 市民の活動機会の充実	4
3. 人材育成	5
4. 次世代への継承	5
5. 安心、安全に利用できる公共施設の整備や現在施設の改修整備	6
6. 市内外への情報発信	1
7. 文化をいかしたまちづくり	6
8. その他	0

- 子供や若い世代に文化を継承していくために、どのようなことが必要だと考えるか。
(〇は3つまで)

項目	回答数
1. 鑑賞機会の充実	6
2. 創作活動機会の充実	3
3. 学校教育における文化体験学習の充実	7
4. 文化芸術に関する情報提供	1
5. 文化芸術による地域交流や国際交流	5
6. 文化施設の中で集いやすい場所の提供	4
7. SNSなどで情報提供	2
8. その他	0

- 市内外への文化の情報発信について、効果的と考える手法 (〇はいくつでも)

項目	回答数
1. 新聞、フリーペーパーなどの紙媒体	3
2. テレビ	2
3. インターネット	8
4. ポスターやチラシ	1
5. その他	2

■ 文化施設の整備について

- これからの文化施設に期待すること (〇はいくつでも)

項目	回答数
1. アクセスやバリアフリーなどに配慮した誰もが使いやすい場所	7
2. 文化芸術作品を鑑賞する場所	4
3. 地域の新たな文化芸術を創造・発信していく場所	5
4. 市民の文化芸術活動の成果を発表・鑑賞する場所	0
5. 市民の文化芸術活動を支援する場所	5
6. 伝統的な地域の文化芸術を伝承・継承していく場所	3
7. 芸術家の活動を支援・育成したり、市内芸術家の発表の場となる場所	1
8. 近隣の商業施設などと連携し、地域の活性化を図る場所	2
9. 子供や青少年など次代を担う世代が文化芸術に親しみを持てる場所	6
10. その他	0

- もし整備されたら必要と思われる機能 (〇はいくつでも)

項目	回答数
1. 集いやすい交流の場	7
2. Wi-Fi 環境の整備	4
3. 照明設備、音響設備の充実	5
4. 防音設備の充実	1
5. リハーサル室や控室の充実	1
6. バリアフリー化	5
7. カフェなどくつろげる場所	7
8. 授乳室やおむつ替え台の設置	4
9. キッズスペース	3
10. 広い駐車場	4
11. 鑑賞や発表ができるホール	3
12. 展示設備	1
13. その他	0

● 文化施設の整備についての意見

<p>公民館からコミュニティセンターに移行して時間が経ち、市役所の出先機関的な施設からまちづくりやコミュニティづくりの場が変わりつつある。コロナ禍を経て、コミュニティセンターは、より人が集う場になることが求められているのではないかと。人が集えばつながりができ様々な思いや発想、いわゆる文化が生まれる。その意味でコミュニティセンターを地域の身近な施設として、そのための整備を考える必要がある。</p>
<p>文化芸術振興がこれからの東近江市の発展の一つとしてなぜ大切なのかを、様々な機会をとらえて市民の皆様(各年代層に効果的に)に周知していくことが大切</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的かつ長期的な改修計画の策定 ・ 日常メンテナンスの充実
<p>良い施設があっても、交通の便が悪いと人が集まらない。誰でもいつでも集まれる場所として、高齢者が参加できるよう交通機関の整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化施設の整備は、建物だけでなく、職員(専門職)の体制も十分計画して整備することが必要 ・ 客席数が大きなホールの整備は、本市では考えない方がよい。比較的近隣に大きなホールがいくつかある、採算性、利用頻度、維持管理費等の理由

● 文化芸術振興計画についての自由意見

<p>既存の施設(八日市文化芸術会館など)の有効活用や新規の施設の計画については、このアンケート調査だけでなく、関係団体等(コミュニティセンターも含む。)との議論を丁寧に行うなど、下準備が重要である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の充実(既存施設の改修)が必要 ・ 人材の育成が必要(特にホール関係) ・ 施設間の連携が必要 ・ 行政担当部署の連携が必要(縦割り行政の弊害が大きすぎる)

② 博物館、図書館

■ 回答施設 18 施設/18 施設

東近江市近江商人博物館・中路融人記念館
東近江市西堀榮三郎記念探検の殿堂
東近江市能登川博物館
東近江市埋蔵文化財センター
世界風博物館東近江大風会館
公益財団法人日本習字教育財団 観峰館
財団法人近江商人郷土館
一般財団法人日登美美術館
木地師のふるさと交流館
木地師資料館
滋賀県平和祈念館
東近江市立図書館（※7館一括回答）

■ 文化芸術振興計画について

- 市が策定を検討している文化芸術振興計画について、東近江市の文化で特に重要と考える分野（〇は3つまで）

項目	回答数
1. 音楽	2
2. 美術	5
3. 演劇	1
4. 舞踊	0
5. 文学	0
6. 写真	0
7. メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びその他の電子機器等を利用した芸術)	1
8. 伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他伝統的な芸能)	1
9. 芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能)	0
10. 生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に関わる文化)	6
11. 国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)	0
12. 出版物等出版物及びレコード等	0
13. 文化財等(有形及び無形の文化財並びにその保存技術、歴史的な町並み及び文化的景観)	9
14. 地域における文化芸術(文化芸術の講演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動)	8

- 文化振興施策の中で特に重点的に取り組むことが望ましいと考える項目（〇は3つまで）

項目	回答数
1. 市民の鑑賞機会の充実	6
2. 市民の活動機会の充実	4
3. 人材育成	3
4. 次世代への継承	5
5. 安心、安全に利用できる公共施設の整備や現在の施設の改修整備	1
6. 市内外への情報発信	4
7. 文化をいかしたまちづくり	5
8. その他	1

● 東近江市の現在の文化的環境や改善した方が良い点についてどう考えるか。

<ul style="list-style-type: none"> ・ いろいろなどころで、いろいろな人々が各自一生懸命に文化芸術活動や継承活動を行っていると思うが、全体として広がりを感じられない。様々な活動をつなげる仕組みが必要ではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「文化的環境」というと、範囲がかなり広いので、捉え方が難しい。 ・ 活動側としては、発表手段・場所を得ることの容易さ、鑑賞側としては、文化へのアクセスのしやすさ・頻度・文化の内容など、立場によって望む文化的環境も変わる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術活動や継承活動を行っている団体、自治会があっても相互の情報共有の機会があまりない。 ・ わくわくコラボ村などでの交流事業、事業発表の機会があるが、十分とは言えない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋蔵文化財の視点からの課題と願望としては、遺跡看板やリーフレットを通して、遺跡の案内をしていきたい。現状では、全ての遺跡に対して、説明看板やリーフレットの作成は困難な状況である。 ・ 東近江市の総合博物館を利便性の良いところで設置することが望ましい。 ・ 資料や各館のテーマ設定など様々な点で課題が出てくると思うが、市内の各地区(合併前)における歴史的な展示があると地域の発信拠点になりやすい(総合博物館が難しい場合)。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に県立、市立、民間の博物館があり、連携ポスターの発行などのつながりがあるが、各館の特性をいかし、今以上に情報の共有、資料の活用、職員間の連携などが必要と考える。しかしながら、管理のみの人員体制や学芸員不在の施設もあり、管理体制の見直しなどが必要と思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化に触れ、親しむ社会的・教育的環境が整っていないように見受けられる。 例えば学校行事として地元の博物館等の文化施設を訪れるなど、機会の提供が望まれる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の文化的環境の考え 東近江市は、自然と歴史文化が調和した特徴的な地域である。この地域は古代からの自然の影響を受け、豊かな歴史文化が築かれてきた。東近江市は噴火によって形成された湖東カルデラ地域であり、鈴鹿山脈から琵琶湖まで広がる美しい自然環境が特徴である。山地、丘陵地、扇状地、三角州と多様な地形が存在し、森里川湖を中心とした自然景観が楽しめる。 この地域の自然環境は、古代から現代までの人々の生活や文化に大きな影響を与えてきた。縄文時代からの古墳や文化財などの遺跡群が豊かな歴史文化の証となっており、地域の歴史を感じることができる。 更に、東近江市は木地師文化や近江商人の発祥地でもあり、木地師は木材を用いて器や工芸品を制作する伝統的な職人である。近江商人は近代流通経済、商業の下地を築いた商人であり、その技術や伝統は地域の文化に深く根付いている。このような自然と文化が融合した東近江市では、更なる地域活性化が求められている。地域の自然環境や歴史文化を保護・活用しながら、観光や文化交流などの取組を通じて地域経済の振興や地域住民の生活向上を図ることが重要である。 ・ 現在の文化的環境 <ol style="list-style-type: none"> ① 歴史と伝統…東近江市は歴史的な土地柄であり、歴史的な建造物や伝統的な文化が根付いている。縄文時代からの土器や古墳時代の古墳、奈良時代の神社仏閣と歴史的に貴重な文化財が豊富にある貴重な地域環境である。 ② 自然環境…地域の自然環境も文化の一部であることが考えられ、地元の自然や風土が地域のアイデンティティを形成している。東近江市は歴史上貴重な湖東カルデラがある。琵琶湖から鈴鹿山脈に至る貴重な森里川湖の地域である。 ・ 改善すべき点(今後の方向性) <ol style="list-style-type: none"> ① アートと文化の振興…地元アーティストや文化クリエイターの支援を通じて、アートと文化の振興を図ることで、地域のクリエイティブなエネルギーを引き出すことができる。 ② 地域資源の有効活用…地域の歴史や自然環境を生かしたイベントやプログラムを開催し、地元住民や観光客に地域の魅力をアピールできるようにする。 ③ コミュニティ参加の促進…地元住民の声を集め、文化活動に参加しやすい環境を整えることで、コミュニティの一体感を強化することができる。 ④ 若い世代へのアピール…若い世代向けのプログラムやイベントを開催し、新しいアイデアや視点を取り入れることで、文化の持続性を確保できる。 ⑤ デジタルプレゼンスの向上…オンラインでの情報発信やデジタルアートの展示を通じて、地域の文化をより広く発信し、新しい観客層を獲得する。 ⑥ 協働と連携…他の文化施設や地元企業との連携を強化し、共同事業やイベントを通じて地域全体での文化的な魅力を高める。 <p>これらの改善点を考慮しながら、地域の特性やニーズに合わせて具体的な施策を進めることで、東近江市の文化的環境の向上が期待できる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内には多くの博物館が存在している。市民の活用についてはどのような状況になっているか把握できていないが、少なくとも今後は啓発に工夫し、文化の発展につながる活用が更に必要ではないか。 ・ 将来構想として「森の博物館」も設立され、更に文化的環境の充実が図られるが、運営管理や費用対効果の視点からの見直しや整理も必要になってくるのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所の窓口の一本化

<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併前の旧町時代からの文化施設を数多く所有されており、重複する施設の統廃合を行い、各分野で核となる施設を整備してはどうか。 ・ 東近江市は、古くから交通の要衝であり、文化財も多く残っているが、残念ながら市民でも知らない人が多い。広く広報する必要があると考える。 ・ 交通のアクセスが悪く、自家用車がないと行けない博物館等も多い。交通手段の整備が必要である。
--

● 子供や若い世代に文化を継承していくために、どのようなことが必要だと考えるか。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在文化活動を行う人々の話を聞くと、やはり幼少期に「文化」に親しんだ経験がある人が多数であり、自分の経験も含めて、多様な文化に触れる環境が身近にあるということが大切だと思う。
<p>非常に曖昧に答えるなら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼いころから「文化」に触れさせる。 ・ 「文化」は良いモノ・残すべきモノと思ってもらう。 ・ 「文化」で食べられるようにする。 <p>以上の、3つが大切なのではないか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な文化や芸術に触れる機会と環境が身近に、複数回あること。 ・ 子供や若い世代が文化を継承したいと思えるような体験事業を実施していくことが必要。例えば、文化財を直接的にさわることができる体験事業。さわることが可能なレプリカや実物を用いて、文化や文化財の魅力を肌で感じてもらう。 ・ 実施する事業も通例化している事業ではなく、斬新なものの方が、若い世代にとって体験してみたいと思ってもらうことができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代に伝統文化を伝承する活動は、どこも悩んでいる課題である。様々な文化に触れる機会が増えて、若い世代にその土地の文化を伝えるのが難しくなった時代であるが、やはり、大風の価値や魅力を若者に地道に伝えていくことが一番大切。SNSの活用、心を打つ感動的な体験、異世代との交流など若者視点の活動が必要と考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元にとどまるだけでは、地元の文化を意識する機会は訪れない。 ・ 一度他の地域に出て、客観的に地元を知り、紹介する機会があれば良いと感じる。
<p>子供や若い世代に文化を継承していくためには、以下の要素が重要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 教育プログラムの充実…学校や地域センターでの文化教育プログラムを充実させ、歴史や伝統、芸術などに触れる機会を提供する。 ② アクセス可能な文化イベント…子供や若い世代が参加しやすい文化イベントを企画する。例えば、フェスティバルやアート展示、演劇などが挙げられる。 ③ デジタルメディアの活用…オンラインプラットフォームを活用して、デジタルメディアやソーシャルメディアを通じて若い世代にアプローチする。デジタルコンテンツを通して、インタラクティブで魅力的な文化体験を提供する。 ④ 若者参加型の企画…若者が自ら企画し参加できるプロジェクトやコンテストを開催する。彼らが自分たちのアイデンティティを表現し、文化に参加することが大切。学生や若者向けのアートコンテストや文学コンテストなどが考えられる。 ⑤ メンターシッププログラム…地域の先輩や文化の専門家が若い世代にメンターシップを提供し、技術や知識を伝承する。若い世代が地域の行事や祭り、地域活動に参加しやすい環境を整える。これにより、地域とのつながりを強化し、文化を愛する気持ちが芽生える。 ⑥ ユースセンターの設置…若者が自由に集まり、アイデアを出し合い、文化的な活動を行えるユースセンターの設置が考えられる。ここでの交流が文化の継承につながる。これらのアプローチを組み合わせながら、子供や若い世代が地域の文化を受け継ぎ、発展させるためのプログラムや環境を整えることが重要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育機関での取組の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの文化的機関や各種の館における文化的行事を精査し子供や若い世代にアピールする内容を検討する必要がある。 ・ 保、幼、小、中(高及び大)における教育との連携が必要である。郷土の歴史や文化を教育カリキュラムに位置付け、総合的な学習の時間や部活動を介して学ばせ活動させることは郷土愛を育むことのみならず、人間形成上においても大切な要素である。もちろん、子供の発展に応じた細やかなカリキュラムが必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者の育成

<ul style="list-style-type: none">・ 学校や教育委員会との連携・ 文化団体と行政や地域との連携・ 地域での世代間交流による伝統的な文化や芸術の継承・ 文化施設の様々な活動を支援してくれる団体や人材の育成
<p>(地域の文化の継承について)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 博物館・図書館などでの展示や体験・ 地域のイベントでの体験・ 学校の地域学習や出前授業 <p>(郷土資料の継承について)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域の歴史的資料や郷土資料の適正な保存・収集・ 継承し伝えていく人材の確保や育成

③ 東近江市文化団体連合会等市民活動団体

■ 回答施設 回答団体 90 団体/145 団体

■ 団体の基礎情報

【主な年齢層】

年代	団体数	割合
50～70代以降	37	41.1%
70代以降	31	34.4%
50～60代	5	5.6%
30～70代以降	4	4.4%
10～20代	1	1.1%
10～40代	1	1.1%
10～20代/50～60代	1	1.1%
10～20代/50～70代以降	1	1.1%
10～70代以降	1	1.1%
30～40代	1	1.1%
30～60代	1	1.1%
不明	6	6.7%
合計	90	100.0%

【団体の所属人数】

人数	団体数	割合
2～10名	38	42.2%
11～20名	25	27.8%
21～30名	13	14.4%
50名以上	7	7.8%
31～50名	6	6.7%
不明	1	1.1%
合計	90	100.0%

【活動分野】

活動分野	団体数	割合
芸術	34	37.8%
生活文化	33	36.7%
伝統芸能	9	10.0%
芸能	6	6.7%
歴史・文化財	5	5.6%
地域における文化芸術	3	3.3%
合計	90	100.0%

【参考：活動ジャンル】

文化芸術活動	芸術	文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。）
	メディア芸術	映画・漫画・アニメーション、コンピュータ等の電子機器等を利用した芸術
	伝統芸能	雅楽・能楽・文楽・歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
	芸能	講談・落語・浪曲・漫談・漫才・歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
	生活文化等	茶道・華道・書道、食文化その他の生活に係る文化、囲碁・将棋その他の国民的娯楽、出版物及びレコード
文化財等		有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術		市内各地における文化芸術の公演・展示・芸能祭等・地域固有の伝統芸能・民俗芸能

【活動の問題点】

	回答数	割合
会員の高齢化、会員数の減少	44	37.9%
新規会員の少なさ	18	15.5%
特に問題はない	12	10.3%
活動場所の不足	6	5.2%
運営資金面での問題	4	3.4%
指導者の不足	4	3.4%
その他	7	6.0%
無記入	21	18.1%
合計	116	100.0%

【日常の活動（練習等）で主に利用している施設】

	回答数	割合
能登川コミュニティセンター	22	20.6%
蒲生コミュニティセンター	11	10.3%
団体専用の練習場所(自宅を含む。)	11	10.3%
湖東コミュニティセンター	9	8.4%
八日市コミュニティセンター	9	8.4%
五個荘コミュニティセンター	7	6.5%
コミュニティセンター	6	5.6%
中野コミュニティセンター	4	3.7%
東近江江州音頭会館	3	2.8%
八日市文化芸術会館	3	2.8%
あかね文化ホール	2	1.9%
建部コミュニティセンター	2	1.9%
湖東図書館	2	1.9%
南部コミュニティセンター	2	1.9%
愛知川公民館	1	0.9%
愛東コミュニティセンター	1	0.9%
伊庭町公民館	1	0.9%
玉緒コミュニティセンター	1	0.9%
市辺コミュニティセンター	1	0.9%
東近江大風会館	1	0.9%
不明	5	4.7%
なし	3	2.8%
合計	107	100.0%

【発表活動で主に利用している施設】

	回答数	割合
八日市文化芸術会館	19	15.1%
能登川コミュニティセンター	13	10.3%
あかね文化ホール	11	8.7%
五個荘コミュニティセンター	10	7.9%
蒲生コミュニティセンター	9	7.1%
湖東コミュニティセンター	9	7.1%
コミュニティセンター	4	3.2%
八日市コミュニティセンター	3	2.4%
神社等	2	1.6%
てんびんの里文化学習センター	2	1.6%
栗東芸術文化会館さくら	2	1.6%
その他	23	18.3%
なし	19	15.1%
合計	126	100.0%

【練習活動の頻度】

	団体数	割合
月2回	25	27.8%
週1回	19	21.1%
月1～3回	12	13.3%
月1回	10	11.1%
週2回	4	4.4%
週3回以上	4	4.4%
年6回	2	2.2%
その他	7	7.8%
不明	7	7.8%
合計	90	100.0%

【発表活動の頻度】

	団体数	割合
年1回	37	41.1%
年2回	10	11.1%
年3～6回	10	11.1%
年1～3回	3	3.3%
年10回以上	3	3.3%
2年に1回	1	1.1%
その他	1	1.1%
なし	8	8.9%
不明	17	18.9%
合計	90	100.0%

【練習活動の場所を利用している理由】

	回答数	割合
会員が近い、集まりやすい。	47	47.5%
必要な設備が整っている。	19	19.2%
料金が安い。	7	7.1%
慣習的に使用している。	4	4.0%
人数がちょうど良い。	4	4.0%
駐車場があるため。	4	4.0%
スタッフの対応が良い。	3	3.0%
他に利用できる場所がない。	2	2.0%
活動のための専用の場所。	1	1.0%
予約が取りやすい。	1	1.0%
その他	5	5.1%
不明	2	2.0%
合計	99	100.0%

【発表活動の場所を利用している理由】

	回答数	割合
必要な設備が整っている。	12	20.3%
客席規模がちょうど良い。	11	18.6%
会員が近い、集まりやすい。	10	16.9%
文化祭に参加するため。	8	13.6%
展示スペースの広さがちょうど良い。	6	10.2%
活動のための専用の場所	3	5.1%
他に利用できる場所がない。	3	5.1%
駐車場があるため。	3	5.1%
スタッフの対応が良い。	1	1.7%
長期間利用できる。	1	1.7%
料金が安い。	1	1.7%
合計	59	100.0%

【市内施設で利用したことがある施設】

	回答数	割合
各地区のコミュニティセンター	39	53.4%
あかね文化ホール	18	24.7%
てんびんの里文化学習センター	11	15.1%
やわらぎホール	5	6.8%
合計	73	100.0%

【市外施設で利用したことがある施設】

施設名	回答数	割合
ひこね市文化プラザ	12	15.8%
栗東芸術文化会館さくら	10	13.2%
近江八幡市文化会館	9	11.8%
日野町町民会館わたむきホール虹	7	9.2%
守山市民文化会館(守山市民ホール)	6	7.9%
野洲文化ホール(シライシアター野洲)	2	2.6%
その他	30	39.5%
合計	76	100.0%

【八日市文化芸術会館の利用の有無】

	団体数	割合
ない	45	50.0%
ある	43	47.8%
不明	2	2.2%
合計	90	100.0%

【八日市文化芸術会館を利用した理由】

	回答数	割合
会員が近い、集まりやすい。	13	31.0%
慣習的に利用しているため。	11	26.2%
会場が決められていた。	8	19.0%
観客が動員しやすい。	3	7.1%
他に利用できる場所がない。	2	4.8%
施設規模がちょうど良い。	1	2.4%
駐車場が整備されている。	1	2.4%
必要な設備が整っている。	1	2.4%
広さ・客席数がちょうど良い。	1	2.4%
利用料金が安い。	1	2.4%
合計	42	100.0%

【八日市文化芸術会館の良い点】

	回答数	割合
利用したい諸室、規模が整備されている。	8	28.6%
主催者・観客がアクセスしやすい、近い。	5	17.9%
市の中心地に位置している。	3	10.7%
施設の雰囲気が良い。	3	10.7%
利便性が良い。	3	10.7%
駐車場が整備されている。	2	7.1%
地域の方々の活動を知ることができる。	2	7.1%
料金が安い。	1	3.6%
プロのスタッフが対応してくれる。	1	3.6%
合計	28	100.0%

【八日市文化芸術会館の改善してほしい点】

	回答数	割合
他の席数のホールが欲しい。(500席、400席、300席など多数意見)	3	12.5%
施設が狭い。(ホールの椅子、搬入口、楽器置き場など)	3	12.5%
駐車場が少ない。	3	12.5%
予約が取りにくい。	2	8.3%
練習室、会議室、研修室などの諸室が少ない。	2	8.3%
控室が少ない、狭い。	2	8.3%
女子トイレの数が不足	1	4.2%
展示の方法を改善してほしい。	1	4.2%
搬入用の扉を開演中に開けられない。	1	4.2%
舞台に所作台を置いてほしい。	1	4.2%
駐車場の導線が危険	1	4.2%
もっと多くの市民に来場してもらおう工夫してほしい。	1	4.2%
利用する人つまり入場者に八日市の歴史、文化、伝統をアピールするような空間が欲しい。	1	4.2%
集客の減少	1	4.2%
楽屋の備品が不足している。	1	4.2%
合計	24	100.0%

■ 東近江市の文化芸術施策について求めること

- 文化芸術活動を今より充実させるために、どのような施策が重要だと思いますか。

(各団体〇は3つまで)

	回答数	割合
市民の様々な文化芸術活動(創造、創作、鑑賞など)に対する支援	51	24.2%
子供や青少年が文化芸術に親しむ機会の拡大	38	18.0%
学校教育における文化体験学習の充実	25	11.8%
誰もが文化芸術活動に参加することができる環境の整備(共生社会の実現)	21	10.0%
文化芸術に関する情報提供	18	8.5%
文化財や歴史的な街並み、文化的景観、祭りや地域の伝統芸能などの継承	15	7.1%
文化的な活動を担う人材や文化ボランティアの育成	12	5.7%
文化会館や美術館・博物館などそれぞれの特色をいかした事業の開催	11	5.2%
文化芸術による地域交流や国際交流	10	4.7%
文化芸術と産業や観光などの連携	8	3.8%
その他	2	0.9%
合計	211	100.0%

- 東近江市の公立文化施設は、どのような場所であることが必要だと思いますか。

(各団体〇は3つまで)

	回答数	割合
アクセスやバリアフリーなどに配慮した誰もが使いやすい場所	53	24.5%
子供や青少年など次代を担う世代が文化芸術に親しみを持てる場所	43	19.9%
市民の文化芸術活動の成果を発表・鑑賞する場所	34	15.7%
市民の文化芸術活動を支援する場所	27	12.5%
伝統的な地域の文化芸術を伝承・継承していく場所	18	8.3%
地域の新たな文化芸術を創造・発信していく場所	13	6.0%
文化芸術作品を鑑賞する場所	10	4.6%
芸術家の活動を支援・育成したり、市内芸術家の発表の場となる場所	10	4.6%
近隣の商業施設などと連携し、地域の活性化を図る場所	7	3.2%
その他	1	0.5%
合計	216	100.0%

文化芸術基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生

れながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関す

る施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

とする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図る

とともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

東近江市文化芸術振興計画

令和6年(2024年)7月

発行：東近江市

編集：東近江市文化スポーツ部博物館構想推進課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

電話 0748-24-5574 I P 050-5801-0525

F A X 0748-24-5571



PIONEER CITY
東近江イatism
HIGASHIOMISM

